

りょうしんの現況 2025



C O N T E N T S

経営理念・事業方針	1
ごあいさつ	2
役員紹介・組織図	3
令和6年度 経営環境・事業概要	4
令和6年度 経営内容	5
主要な経営指標の推移	6
苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	7
コンプライアンスへの取り組み	8
リスク管理体制	10
総代会について	12
地域活性化のための取り組み	14
社会・地域貢献活動	15
トピックス	19
主な商品・サービスのご案内	21
その他	26
店舗一覧	27
資料編	29
索引	48

P R O F I L E

(令和7年3月31日現在)

名 称	長崎三菱信用組合 (愛称:まごころバンク りょうしん)
創 立	昭和28年1月7日
業 務 開 始	昭和28年4月1日
本店所在地	長崎市水の浦町1番2号
出 資 金	2,043百万円
店 舗 数	6店舗、1出張所
預 金	118,035百万円
貸 出 金	65,072百万円
組 合 員 数	25,240人
常勤役職員数	81人

1. 相互扶助の精神で着実な発展

地域に働く者の生活向上をめざし、相互扶助の精神で創立した『勤労者による信用組合』の基盤にたって、着実な発展を期す。

2. 豊かな地域づくりに貢献

組合員の財産形成および事業発展のニーズに応え、親しまれ、信頼され、豊かな地域づくりに貢献する金融機関への定着を図る。

3. 健全経営と社会的地位の向上

金融環境等の変化に即応できる体制確立、人材の確保・育成により、健全な経営の維持・伸長と職員の社会的地位の向上を図る。

令和7年度 事業方針

1. 多様なチャネルを駆使した総合力による誠実な営業推進

2. やる気と創造力の発揮に向けた人財・制度改革

3. 生産性向上に向けた業務プロセス・システム改革



ごあいさつ

理事長

しんや たかのり

新屋 貴憲



日頃より、当組合にお寄せいただきますご支援・ご協力に対し、役職員を代表して心より厚く御礼と感謝を申し上げます。

昨年は、長らく続いた金融緩和政策の方針が転換され、金利が有る世界へと戻りました。大きな方針の転換であり、メガバンクを中心に多くの金融機関は金利上昇局面を上手く捉え、収益拡大を図っていますが狭域に拠点を置く小規模金融機関、とりわけ信用組合業界においては、保有有価証券の評価損拡大や預金金利の負担増などのリスクが顕在化し、これまで以上により高度なガバナンスが求められます。

これから、業界内では体力勝負の難しい局面へと向かってまいりますが、組合員皆さまの信用と信頼が毀損する事が無いように、より丁寧で誠実なマネジメントに取り組んで行く所存でございます。

ここに、令和7年3月期の経営概況「りょうしんの現況2025」として取りまとめたのでご高覧のうえ、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

現下の状況は、1月に就任した第2次トランプ政権の通商政策により、基幹産業である自動車産業はじめグローバルなサプライチェーンで展開する産業企業が混乱し先行き不透明な状況であり、同時に公的社会保障の負担増や諸物価の高騰に加え、異常な米価の高止まりで地場中小零細の企業主や勤労生活者・地域生活者をご苦労されています。

私たちは大局に心乱すことなく、実直に丁寧に地域事業者への伴走支援に取り組むと共に、長崎で暮らす勤労者・生活者への支援・協力を使命として、協同組織金融機関としての責務を果たす為に役職員一同心を合わせて頑張ってまいります。

これから先も、新進のネットバンクはじめバンキングアプリが象徴する新たな金融サービスが展開される時代へと向かいますが、「近くにいるから頼りになる」をモットーに顔の見える“地域金融機関りょうしん”として、より一層頼られる関係の構築に向けて真摯に取り組んでまいります。

何卒、これまで同様に力強いご支援とご理解・ご協力を頂戴し、末永いご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げご挨拶といたします。

令和7年7月

役員紹介

(令和7年7月1日現在)

常勤理事・常勤監事



常勤理事 永石 浩 理事長 新屋 貴憲 常務理事 堀 清隆 常勤監事 吉原富士男

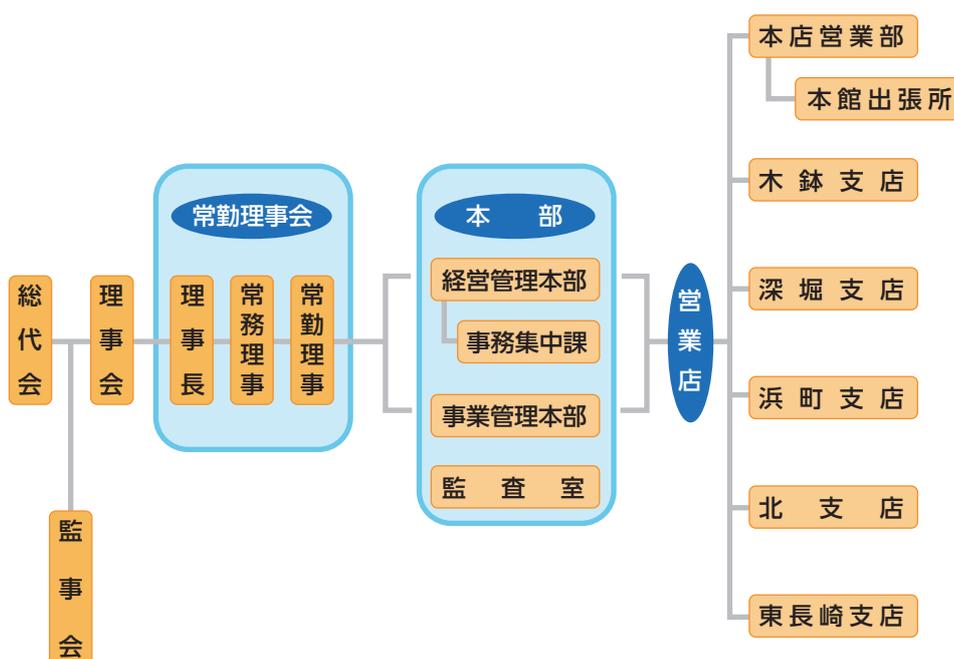
理事・監事

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 理 事 寺脇 克典(※) | 理 事 中山哲二郎(※) | 理 事 山崎 龍二(※) |
| 理 事 永石 正司(※) | 理 事 告 幸司(※) | 理 事 関本 士朗(※) |
| 監 事 藤瀬ひとみ | 監 事 藤岡 哲哉 | |

●当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

組織図

(令和7年7月1日現在)



■ 事業方針及び金融経済環境

令和6年度の我が国経済は、年初の能登半島地震や宮崎県日向灘沖地震に起因する南海トラフ地震臨時情報の発令など自然災害の猛威に見舞われながらも、政府において、日本経済・地方経済の好循環実現に向けた物価高対策、持続的な賃上げ、国内投資や人口減少対策などの経済対策が推し進められ、不足する労働力を追い風として春闘賃上げが一気に加速されるなど、景気は緩やかな回復基調となりました。

当組合においては、次期中期経営計画策定に着手すると共に「22中期経営計画」の総仕上げとして、「変化を生かした顧客基盤の構築」「変化に強い収益基盤の確立」「変化に順応する内部体制の創出」を事業方針に掲げ、研修やOJT、ロールプレイングなど実践教育による技術・技法・提案力の向上を図りながら、顧客満足度向上に向け事業活動を展開しました。

■ 業績

預貸金の推進、有価証券・預け金の効果的な運用により、損益は事業計画を上回りました。

- 預金の平均残高は対前年度比6億円増加(伸率0.5%)の1,193億円(計画1,187億円)
- 貸出金の平均残高は対前年度比1億円増加(伸率0.2%)の650億円(計画649億円)
- 損益は業務純益349百万円、税引前当期純利益374百万円、当期純利益417百万円

■ 事業の展望及び課題

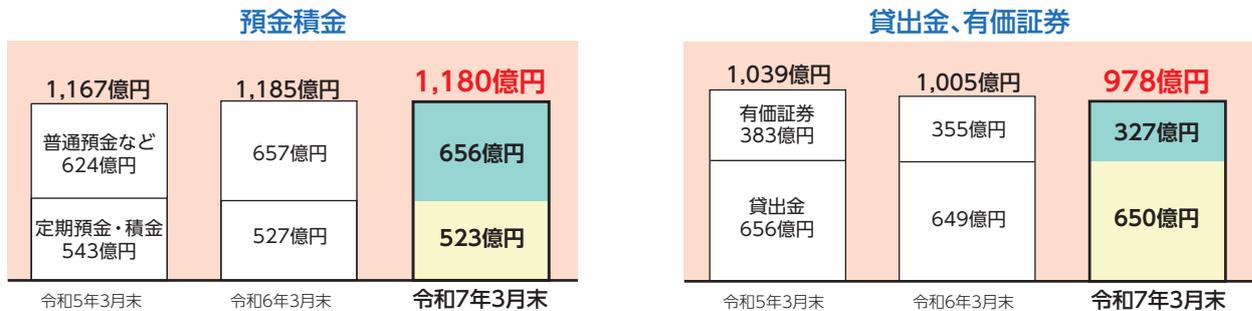
令和7年度は、米国の保護主義化による政策変更、中国の内需不振、ウクライナや中東の地政学リスクの継続、国内においては、生産年齢人口が減少する中で深刻化する人手・後継者不足、原材料・物価高騰、価格転嫁、デジタル化への対応など、今後の景気を懸念する材料は山積していますが、政府による「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、「全ての世代の賃金・所得の増加」「成長型経済への移行による物価高の克服」「その礎となる国民の安心・安全の確保」の3本の経済対策を柱に掲げ取り組むとされており、その着実な実行が期待されています。

金融分野においては、17年ぶりとなる日銀政策金利の引上げが昨年行われ、今年度は「金利のある世界」での本格的な事業戦略の展開が予想されます。金利上昇局面は多くの金融機関にとって近年経験のない状況にあり、金利正常化の流れの中で貸出金利の上昇が進むことが予想される一方で、金融機関における預金獲得競争の激化と有価証券の運用を取り巻く環境も大きく変化するなど収益構造の転換を求められる局面を迎え、これらに適切に対応していくリスク管理態勢の強化も重要な課題となります。

令和6年度 経営内容

預金と運用について

普通預金、定期預金を中心に1,180億円の預金をお預かりしております。お預かりした預金は650億円を資金が必要な方や事業所などへの貸出金として、その他を国債や安全性の高い社債などの有価証券を中心として運用を行っております。



収益について

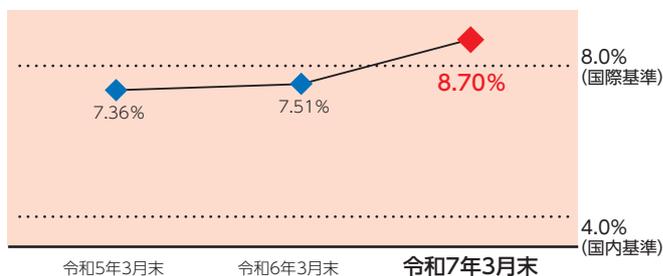
経常収益は18億2千万円(前期比8千万円増加)、純利益は4億1千万円(同2億円増加)の計上となりました。

令和7年度も貸出金や役務収益の増強、経費削減などを確実に実施し、収益の確保に努めてまいります。

経営の健全性について

<自己資本比率>

令和7年3月末の自己資本比率は、**8.70%**となりました。国際基準の8%を上回り、良好な水準を保っております。



(自己資本比率とは)

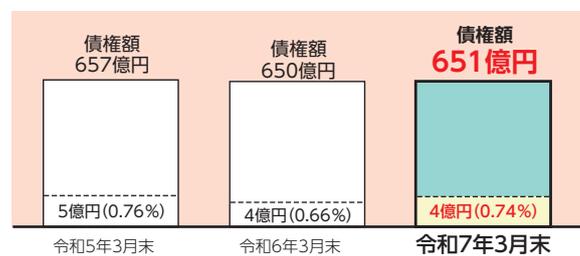
貸出金や保有する有価証券などの総資産に占める資本金や利益の蓄積などの割合です。国内で業務を行う場合には4%以上、海外でも業務を行う場合には8%以上の比率が義務付けられております。

※ 詳しくは39ページ「自己資本の充実の状況」をご参照下さい。

<不良債権比率>

令和7年3月末時点の総貸出金に対する不良債権の割合は**0.74%(4億円)**となりました。

(不良債権のうち、97.87%は担保や保証、引当金などによりカバーされております。)



(不良債権とは)

毎月の返済が遅れたり、滞るなど不良化した債権です。

(不良債権比率とは)

債権額に占める不良債権の割合です。

(債権額とは)

貸出金の元本、利息などの総額です。

※ 詳しくは37ページ「協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況」をご参照下さい。

主要な経営指標の推移

主要勘定残高

(単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
預金積金残高	114,099,192	115,996,245	116,727,463	118,515,616	118,035,888
貸出金残高	65,403,554	66,141,410	65,684,066	64,988,840	65,072,416
有価証券残高	36,771,060	40,630,254	38,307,810	35,563,606	32,792,502
純資産額	5,162,131	5,187,851	4,275,046	4,281,576	4,392,967
総資産額	152,797,780	158,236,827	155,509,651	157,370,223	148,563,016

損益

(単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	1,813,710	1,695,717	1,636,683	1,746,784	1,828,745
業務純益	231,148	337,013	305,228	190,910	349,748
経常利益	125,302	323,432	287,402	317,018	374,351
当期純利益	110,661	207,420	218,128	209,339	417,384

自己資本比率

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自己資本比率(単体)	7.06%	7.05%	7.36%	7.51%	8.70%

出資

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
組合員数(人)	25,221	25,120	25,154	25,114	25,240
出資総口数(口)	1,995,432	1,998,559	2,018,167	2,036,323	2,043,003
出資総額(千円)	1,995,432	1,998,559	2,018,167	2,036,323	2,043,003
配当金(千円)	39,760	39,863	40,241	40,452	40,706

店舗および職員数

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
店舗数(うち出張所)(店)	8(1)	8(1)	7(1)	7(1)	7(1)
職員数(人)	107	101	89	83	77

- (注) 1. 残高計数は、年度末日現在のものです。
2. 自己資本比率は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合では、お客さまにより一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

※ 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・苦情・紛争のいずれかに該当するものおよびこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先

「お取引先店舗」または「経営管理本部 りょうしんホットライン」にお願いいたします。

りょうしんホットライン 電話番号：0120-324892(フリーダイヤル)
受付時間：当組合営業日の午前9時～午後5時

苦情等のお申出は、当組合のほか「しんくみ相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けています。(くわしくは当組合経営管理本部へご相談ください。)

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)
電話番号	03-3567-2456
受付日時間	月～金(祝日および協会の休業日は除く) 午前9時～午後5時

※ 相談所は、公正・中立な立場でお申出を伺い、お申出のお客さまの理解を得たうえで、当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京弁護士会等」という。)のほか、福岡県弁護士会が設置運営する紛争解決センター(以下「福岡県弁護士会 紛争解決センター」という。)で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合経営管理本部またはしんくみ相談所へお申出ください。

また、お客さまが直接、東京弁護士会等や福岡県弁護士会 紛争解決センターへ申し出ることも可能です。

なお、東京弁護士会等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3		
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時間	月～金(除 祝日・年末年始) 9:30～12:00/13:00～15:00	月～金(除 祝日・年末年始) 10:00～12:00/13:00～16:00	月～金(除 祝日・年末年始) 9:30～12:00/13:00～17:00

福岡県弁護士会 紛争解決センター

名 称	天神法律相談センター	北九州法律相談センター	久留米法律相談センター
住 所	〒810-0001 福岡市中央区天神3-4-8 (天神重松ビル2階)	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2 (北九州弁護士会館内)	〒830-0021 久留米市篠山町11-5 (筑後弁護士会館内)
電話番号	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
電話受付時間	月～金 9:00～19:00 土日・祝日 9:00～13:00	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	月～金 9:00～17:00

名 称	生命保険相談所(一般社団法人 生命保険協会)	そんぼADRセンター(一般社団法人 日本損害保険協会)
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
電話番号	03-3286-2648	0570-022808
受付日・時間	月～金(除 祝日・年末年始) 9:00～17:00	月～金(除 祝日・年末年始) 9:15～17:00

当組合は、お客さまからのお申出について、以下の通り金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客さまの信頼の向上に努めます。

1. お客さまからの苦情等については、各営業店または経営管理本部で受け付けます。
2. お申出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応にあたっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切にお取扱いいたします。
4. お客さまからの苦情等のお申出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続等の情報を提供いたします。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、経営管理本部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携を図ったうえで、断固たる対応を取ります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規定等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握したうえで、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

コンプライアンス(法令、規則等の遵守)への取り組み

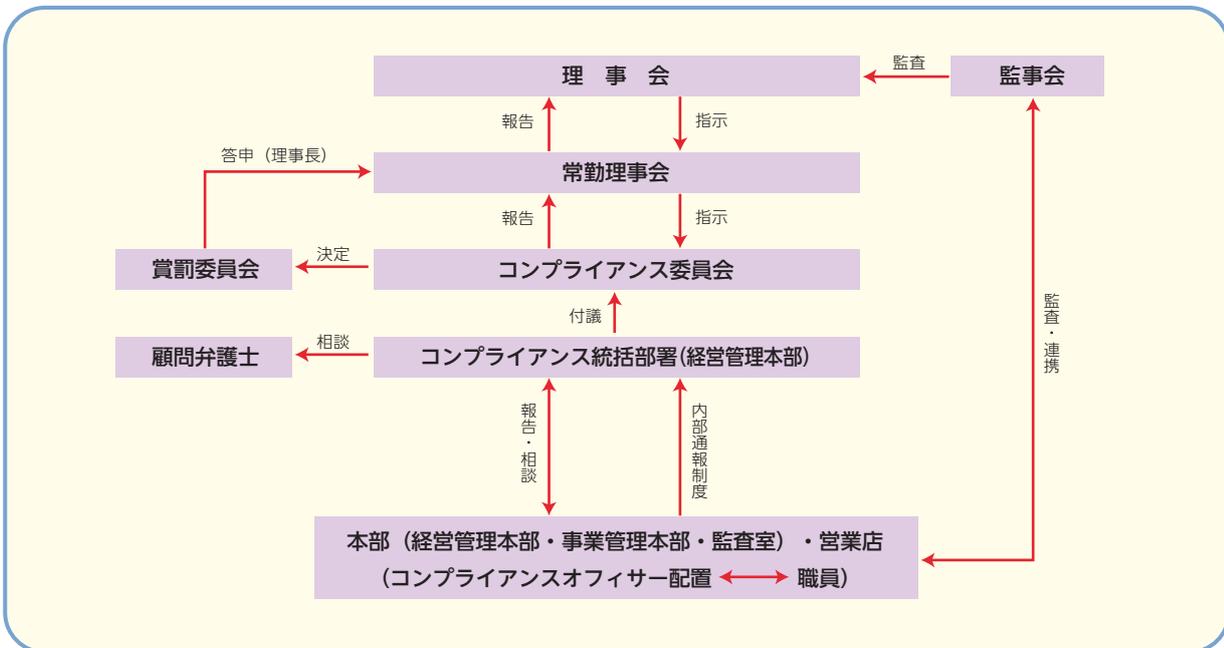
当組合は金融機関としての社会的な使命と公共性を自覚し、役職員一人ひとりが法令や諸規程、社会的なルールを厳正に遵守するよう徹底を図っております。

コンプライアンスに対する取り組みの基本方針

- ① 信用組合の社会的使命と公共性の自覚と責任
- ② キメ細かい金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
- ③ 法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営
- ④ 反社会的勢力の排除
- ⑤ 経営の積極的ディスクロース(情報開示)とコミュニケーションの充実

常勤理事会において、コンプライアンスについてのあり方をあらゆる角度から検討し、コンプライアンス態勢の確立を目指し、これを経営の最重要課題と位置付けております。また法務リスクを統括するため、コンプライアンス委員会を設置し、法務問題の一元管理・営業店指導を行うとともに各店舗にコンプライアンス・オフィサー(法令遵守担当者)を任命し、統括部署と連携を図っております。

コンプライアンス体制図 (令和7年7月1日現在)



金融商品にかかる勧誘方針

当組合は『金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律』に基づき、金融商品の販売等に際しては次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図っております。

金融商品に係る勧誘方針

1. 当組合は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客さまに対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する研修等を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

コンプライアンス(法令、規則等の遵守)への取り組み

■ 保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。

(1) 保険契約者・被保険者になる方は下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

- ① 当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当組合の組合員の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
- ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2) 「上記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ① 生存または死亡に関する保険金額等: 1,000万円
- ② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等

a. 診断等給付金(一時金形式)	1保険事故につき100万円	
b. 診断等給付金(年金形式)	月額換算5万円	
c. 疾病入院給付金	5千円 【特定の疾病に限られる保険は1万円】	*合計1万円
d. 疾病手術等給付金	1保険事故につき20万円 【特定の疾病に限られる保険は40万円】	*合計40万円

- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へのご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

■ 「犯罪収益移転防止法」に基づいた対応について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、お取引の際には、ご本人の確認を行うため所定の公的証明書の提示をお願いしております。多発している「二重電話詐欺」等の未然防止につながった例もございます。

お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

■ 「りょうしんホットライン」(お客さま電話相談窓口)

電話相談専用回線を設け、お客さまからのご意見・苦情などへの迅速な対応を心掛けております。

電話番号:  **0120-324892**

受付時間: 当組合営業日の午前9時～午後5時

リスク管理体制

■ 統合的リスク管理の基本方針

- (1) リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、そのためのリスク管理体制を整備し、リスクを適切に把握・管理することにより、経営にとって許容可能な水準に収めた上で収益力の強化を図っていく。
- (2) 「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方のバランスのとれた経営をめざし、自己責任においてリスク管理の質を高めていく。
- (3) 経営陣自らが各業務分野におけるリスクの性質や量、適切な管理手法を十分把握し、リスクに関わる情報についての確かつ遅滞なく報告を受け、リスク管理の重要な方針を決定していく。

【令和7年度 リスクカテゴリー毎の管理方針】

信用リスク		<ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業等のライフサイクルに応じた適切な支援により与信管理の充実を図る。 (2) 大口与信先および管理債権先の管理徹底を図る。 (3) 信用リスク管理規程等に則り与信信用リスクの厳正な把握に努める。 (4) 金融の円滑化に向けた適切な対応に努める。 (5) 保有有価証券の格付、株価、決算・財務状況等の最新情報の収集を行い、信用状況把握に努める。
市場リスク		<ul style="list-style-type: none"> (1) 経済情勢や金利動向を注視し、地政学リスク及び金利上昇局面等の急激な金融環境の変化に対応できるようリスクコントロールを行い、安定的な収益確保に努める。
流動性リスク		<ul style="list-style-type: none"> (1) 金融機関における流動性リスク管理は、業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であることを認識し、当組合の資金調達・運用特徴を理解し、適切かつ安定的な資金繰りを行う。 (2) 必要収益を確保しつつ、流動性危機時に備え市場流動性・換金性が高い有価証券の保有に努める。
オペレーショナルリスク	事務リスク	<ul style="list-style-type: none"> (1) 全ての業務に事務リスクが存在することを常に認識し、「事務規定・要領等」に則った正確な事務の励行により、リスクの軽減・未然防止に努める。 (2) 法改正等へ適切に対応し、規定・要領等を整備し、正確な事務処理の徹底を図る。
	システムリスク	<ul style="list-style-type: none"> (1) 顧客の信頼・安心感の確保等、安全で安定したシステムの構築・維持ならびにサイバーセキュリティの確保に取り組んでいく。
	法務リスク	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法務関連情報を的確に収集・管理するとともに、顧問弁護士等の活用を図りながら法務リスク防止およびリスクの軽減を図る。
	風評リスク	<ul style="list-style-type: none"> (1) 評判の悪化や風説の流布等による顧客動向の変化に注意し、信用が低下することから生じる損失・損害などに対して、迅速・適切な対応を図る。 (2) 信用組合業界に関する報道、風説等により当組合の評判が悪化し、信用低下につながる事が無いように注意する。発生または予見される場合は、影響を最小限にとめるため、迅速かつ適正な対応をとる。
	人事・労務リスク	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経営方針、就業規則、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、組織の活性化と職員の人権尊重を柱とした人事労務・安全衛生対策を実施し、職員各自が最大限能力を発揮できる環境を整備する。
	有形資産リスク	<ul style="list-style-type: none"> (1) 万一の災害や犯罪等発生時の人的損失ならびに物的損失の軽減に努める。
顧客保護		<ul style="list-style-type: none"> (1) 顧客のニーズを尊重し、顧客の保護および利便性の向上を図り、業務の健全性ならびに適切性の確保・維持を行う。 (2) 組織的対策の推進により、確実なマネロン体策を励行する。

リスク管理体制および法令遵守体制に対する取り組み

■ リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展といった金融環境の大きな変化に伴い、信用組合経営に係るリスクはますます多様化・複雑化しており、リスク管理の重要性は従来にも増して高まっております。

当組合は、経営の健全性維持・向上のためにリスク管理体制の充実とリスク管理の強化を図っていくことが経営の最重要課題であると考慮しており、統合的リスク管理規程により各種リスクを管理しております。また、毎年理事会において定める統合的リスク管理の基本方針に基づき、常にリスク管理体制を整備・強化し、リスク管理の質を高め、リスクを経営の受容可能な水準に収めようとして、収益の強化を図るといった「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。

◇リスクの内容とリスク管理体制

当組合は、信用リスク、市場リスク(金利リスク・価格変動リスク・為替リスク)、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の様々なリスクについての管理体制を強化するために「統合的リスク管理委員会」を設置し、諸リスクの一元把握管理を行うとともに適時、適切に経営方針に反映するよう努めております。

◇信用リスク管理

信用リスクとは与信先の倒産や業況の悪化などから、貸出金等の元金や利息の回収が困難となり、これに伴って損失が発生するリスクをいいます。

当組合では、資産の健全性向上を目的として、従来から貸出金の審査・管理部門を他の部門から分離独立させており、厳格な審査・管理体制をとっております。

審査にあたっては、取引先の財務内容の検討や、企業の実績、成長性、業界動向の分析等定量面と定性面の両面から総合的な与信判断に努めております。

融資面では、勤労者を中心とした小口融資が大半であり、健全性を確保してまいりましたが、今後とも、この基本方針を堅持してまいります。また中小企業・個人事業者への融資につきましては、長崎県信用保証協会保証を併せながら推進を図ってまいります。

◇市場リスク、流動性リスク管理

市場リスクとは、金利や債券・株式相場、為替相場の変動により保有する資産の価値が変動し、損失が発生するリスクをいいます。

また、流動性リスクとは市場からの調達能力の低下、流動性確保不足等により必要な資金が確保できないリスクや、市場の混乱等により市場取引が円滑にできず、これに伴って損失が発生するリスクをいいます。

当組合では、安定した資金収益を確保するために、経済・金融動向を的確に把握することに努め、ALM委員会による資産・負債の総合管理を実施しております。

また、資金運用委員会を設け、資金運用環境の分析、取得金融資産の選別などを実施するほか、リスクの種類・性格に応じ、これを適切なものにコントロールするよう努めております。

◇事務リスク管理

事務リスクとは、各種組合取引を処理するための事務を正確にあるいはタイムリーに行わなかったり、不適切な処理を行ったりしたために生じる事故や不祥事などにより損失が発生するリスクをいいます。

当組合では、このようなリスクを回避するため、事務水準の向上、事務事故防止、業務運営の適正化・効率化など、事務管理体制の強化に取り組んでおります。

具体的には、各種事務取扱規定やマニュアルを定め、厳格な取扱いを徹底するとともに、業務別、階層別研修やOJTなどを実施し、事務の品質・水準の向上に努めております。

◇システムリスク管理

システムリスクとは、災害やコンピュータシステムの障害などにより、コンピュータの停止または誤作動等によって損失が発生するリスクをいいます。

当組合は、SKCセンター(信情情報サービス株式会社)へ加盟し、SKCホストコンピュータの機能障害については予備のシステムを保有しており、突然の障害等にも対応できる態勢を整えております。さらに通信回線の二重化やデータファイルの二重化を行っており、システムの安全対策に万全を期しております。

◇内部監査体制

当組合では、リスク管理の実効性を高め不正事故・事務ミスなどを防止し、経営の健全性を維持・向上させるために、組合内の監査組織として監査室を設置しています。監査室では、営業店・本部各部への立入り監査を原則年1回実施し、厳正な監査と適切な指導を行っております。

■ 法令等遵守体制

金融機関がその社会的責任や公共的使命を果たし、お客さまの信頼を獲得していくためには、業務の健全かつ適切な運営と経営の健全性確保が不可欠であり、経営トップのリーダーシップのもと、高い倫理観と遵法精神を常に認識し、法令等遵守を着実に実践しなければなりません。

当組合では、コンプライアンス体制の確立が経営の最重要課題であるとして、常勤理事会において当組合でのコンプライアンス(法令等遵守)のあり方をあらゆる角度から検討し、全社的な取り組みとして役員一丸となってコンプライアンスの徹底に努めております。具体的には、法務リスクを統括するためにコンプライアンス委員会を設置して法務問題を一元管理するとともに、各店舗に配置したコンプライアンス・オフィサー(法令等遵守担当者)との連携を強化して適切な対応を行っております。また、コンプライアンスの具体的な手引書または実践計画書として、コンプライアンス・マニュアルおよびプログラムを策定し、コンプライアンスの徹底を図っております。

コンプライアンス・マニュアル、プログラムを全職員に配布し、全店舗で勉強会等を実施するほか、集合研修の受講等により、法令等遵守の企業風土醸成と全役職員の意識高揚・レベルアップに努めております。

■ 当組合のマナー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融(以下「マネロン等」といいます。)を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁 マナー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

1. 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
2. 当組合は、マネロン等対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
3. 当組合は、マネロン等対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン等に関する動向等を評価しこれを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン等対策に関する方針)・手続(マネロン等対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン等対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに長崎県警察の指導により、当組合ではマネロン等のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせて頂くことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

総代会について

総代会の制度とは

信用組合とは、組合員の「相互扶助」の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を大切にすると協同組織金融機関です。したがって、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することになります。当組合では組合員数が多いので、組合員の意見などを適正に反映するために、総会に代わる総代会制度を採用しております。

総代会は、定款の変更、決算事項の承認、役員(理事・監事)の選任などの重要事項を決議する最高意思決定機関です。組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるように、組合員の中から総代選挙規程に従い適正な手続きを経て選任された総代により運営されております。

総代の定数、任期、選出方法

1. 総代の定数

総代の総数は、100人以上160人以内とし、選挙区ごとに定数を定めております。

2. 総代の任期

総代の任期は、定期改選期の10月1日より2年間となっております。

3. 総代の選出方法

総代選挙規程に則り、各選挙区ごとに立候補した組合員の中から、公平に選挙を行い選出されます。なお、立候補者の数が定数を超えない場合は、無投票当選となります。

4. 総代の重任制限

連続して10期20年の重任制限を設けています。

総代氏名(敬称略・順不同) 総代数108名 (注) 氏名の後に就任後の連続回数を記載しております。(令和7年7月1日現在)

〔職域総代(27名)〕

小森 祐輝 ①
東根 旭伸 ①
上野 良輔 ①
唐田 倫太郎①
金子 佑輝 ①
馬場 耶真人①
梶原 庸広 ①
林田 晃司 ①
朝日 雅彦 ②
森崎 将斗 ②
中村 圭志 ②
藤井 寛 ②
野母 隆朗 ①
越智 亮介 ①
湊 憲一郎 ①
野中 慎司 ③
友成 裕敬 ②
福田 健作 ②
田中 靖夫 ②
橋本 幸司 ⑤
奥村 稔哉 ②
中山 竜馬 ⑧
本村 卓三 ①
澤村 広和 ②
佐々野 俊治①
伊藤 貴史 ①
古谷 晃一 ①

〔店周総代(81名)〕

本店営業部

岩井 正壽 ③
淵 義宏 ②
川原 繁樹 ①
我那覇 義一⑥
宮田 諭司朗②
村上 竜太郎①

木鉢支店

井手 壽人 ⑦
駒田 俊彦 ⑦
黒田 義夫 ⑥
梶原 富茂 ⑥
小松 繁 ①
原 伸一 ③
渡辺 和男 ①
青山 裕二 ①
福岡 耕一郎①
朝長 聡 ②
鶴田 満徳 ②

深堀支店

森山 繁 ⑤
前川 亮 ⑨
喜多 昭夫 ⑧
三好 保行 ⑦
下道 正義 ①
小西 良一 ⑧
峰 利美 ⑥
村田 嘉幸 ④
藤尾 淳 ②
大亀 厚志 ②
松原 優二 ①
三浦 雅 ④
小林 隆博 ①

浜町支店

金谷 繁臣 ⑨
高山 英樹 ④
鎌田 秀光 ⑨
福田 正二 ⑥
山崎 成弘 ⑥
園田 敏朗 ⑥
若杉 伴哉 ③
香田 正宣 ⑥
三宅 晋 ①
木村 武蔵 ③
山崎 正晶 ⑤

北支店

向 潮 ⑧
中村 豪 ⑤
川内 光弘 ②
荒木 光 ②
松尾 敬一 ②
中島 仁 ⑦
渡部 恭三 ④
奥山 直 ④
長谷崎 正弘⑧
古谷 東明 ⑦
高比良 末男④
米田 孝一 ①
源城 和雄 ④
森内 洋一 ⑦
森田 久美 ⑥
若杉 進 ④
堀 憲一 ④
西田 秀実 ③
船越 兼也 ③
入江 厚誠 ③
江坂 昭 ①
山崎 譲 ⑤
浦田 進一郎④
山田 貴詞 ⑤
藤井 篤 ⑦
大石 直幸 ⑤
三田 真寛 ③
吉田 隼人 ④

小松 剛 ①
岩本 匡 ⑤
小林 遼太郎③

東長崎支店

西川 邦男 ④
村野 磯秋 ④
坪田 忠 ③
富永 信男 ②
向井 繁満 ②
宮崎 道生 ①
田中 康隆 ②
相田 憲二 ③
草野 政文 ①

総代会について

第72期 通常総代会の決議事項

令和7年6月19日に第72期 通常総代会を開催し、下記のとおり報告事項の報告を行うとともに、決議事項については原案通り承認可決されました。

報告事項 第72期(令和6年度)事業報告の件

決議事項

第1号議案 第72期(令和6年度)計算書類等(貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案)承認の件

第2号議案 第73期(令和7年度)事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

第3号議案 第73期(令和7年度)最高借入限度額承認の件

第4号議案 組合員除名の件



第72期 通常総代会の様相

〈報酬体系について〉

1. 対象役員

当組合では、理事全員および監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会にて承認を得た後、当組合所定の内規に基づき支払っております。

(2) 役員に対する報酬

(単位:千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	37,664	70,000
監事	9,278	16,000
合計	46,942	86,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事9名、監事4名です(退任役員を含む)。

注3. 使用人兼務理事1名の使用人分の報酬は、5,528千円です。

注4. 役員退職慰労金は、240千円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

注3. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注4. 当組合員の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「職員賃金規則」及び「職員退職金規則」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

地域活性化のための取り組み

地域活性化に関する取り組み方針

当組合は、地元の中小企業・個人事業主や住民の皆さまが組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

中小企業・個人事業主や住民の皆さま一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常にお客さま（組合員）の事業発展や生活の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを基本としております。また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでまいります。

中小企業の経営支援および地域の活性化に関する取り組み状況

当組合は、協同組織金融機関として個人や中小企業・個人事業主の皆さま方への金融サービスの向上に努め、地域に密着した活動を推進してまいりました。また、平成25年7月に中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関（認定支援機関）」として認定を受け、さらに平成27年8月には日本政策金融公庫と「業務提携・協力に関する覚書」を締結、令和6年3月には長崎県などと「事業承継の促進に関する協定書」を締結いたしました。

今後も、認定支援機関として地域貢献および支援体制を強化するとともに、日本政策金融公庫・長崎県などとの連携により、長崎市を中心とした長崎県内エリアの経済活性化への貢献も目指してまいります。

金融円滑化への対応

当組合は公共的使命をまっとうするため、組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報開示を行うとともに、組合員の皆さまとの対話により金融の円滑化を推進してまいりました。

今後もこれまでと同様に、コンサルティング機能の一層の強化に努め、地域貢献に取り組んでまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	68件	77件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	35.05%	41.84%
保証契約を解除した件数	2件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

創業・新事業支援

当組合は、経営革新等支援機関（認定支援機関）として「創業補助金」「ものづくり・商業・サービス補助金」等各種補助金活用のニーズに対応した「補助金申請に係る事業計画策定支援」を推進しております。今後もお客さまに対するコンサルティング機能を発揮することにより、認定支援機関として、創業・新事業支援に対し積極的なサポートを推進してまいります。

事業承継・事業再生支援

当組合は、事業承継・事業再生支援を地域活性化のための重要課題として捉えており、今後も長崎県事業承継・引継ぎ支援センター、長崎県中小企業活性化協議会をはじめとした外部専門機関等との連携を強化してまいります。

りょうしんサポート倶楽部による支援

地域企業が抱える課題や問題点の解決を図ることを目的とし、様々な専門知識や技能を有するOB世代の方々に指導員としてご登録いただき、現地視察や勉強会などによる各種アドバイス等を行い、利用された企業の皆さまから好評を得ております。

社会・地域貢献活動

■ ファイナンシャルプランナー (FP※) による金融に関する研修会、講演会開催

FPによる「ローンやクレジットの利用法」「資産運用」「新NISA」などの金融に関する研修会や「ライフプラン」「悪徳商法対策」等の講演会を行っております。昨年度は延べ74回のセミナーや説明会等を開催し、約1,100名の皆さまへ「ライフプランの大切さ」「資産運用の必要性」や「特殊詐欺の防止策など」をご理解いただき大変好評を得ております。

皆さまもFPの話を聞いてみませんか?職場・労働組合・地域単位などで、お気軽にご連絡をお待ちしております。

※FP…資産運用から住宅ローン・税金・保険・年金・相続まで皆さまのライフプランに合わせて、アドバイスができる国家資格(2級ファイナンシャル・プランニング技能士)を取得しています。

① 地域生活者向け「特殊詐欺防止セミナー」

長船ダイヤモンドクラブ・地域自治会等の皆さまに、特殊詐欺被害にあわないための基礎知識などについてセミナーを開催し、多くの皆さまにご参加いただきご好評をいただきました。

② 勤労者向け職場内セミナー

職場の昼休み等の時間を活用して「資産運用セミナー」「新NISAセミナー」について、15回のセミナーを開催し、約220名の幅広い年代の皆さまにご参加いただきました。貯蓄の考え方や新NISAを活用した投資信託などについて分かりやすく丁寧にご説明いたしました。

■ 職場体験の受入れ

長崎市内の中学生・高校生の職場体験を受け入れました。模擬通帳の作成や模擬紙幣での札勘、営業店窓口や集金業務の見学などを行い、「3日間の体験を通して、金融機関の役割や機能を知ることができた。」「企業訪問では信用組合の特色である”地域とのふれあい”が肌身を通じて感じることができた。」などの感想が寄せられました。



営業店窓口業務体験(中学生)



資金運用についての講座(高校生)

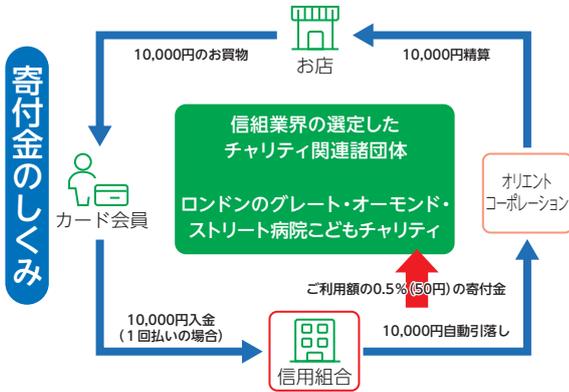
■ 環境問題への取り組み

本店ビルに太陽光発電を導入するなど、節電への関心を高め、職員の環境問題への意識向上に取り組んでおります。

社会・地域貢献活動

社会貢献型クレジットカード「しんくみピーターパンカード」

ピーターパンカードでショッピングすると、ご利用額の0.5%が信組業界が選定したチャリティ関連諸団体やロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院こどもチャリティに寄付されます(お客さまに負担をかけることはありません)。この寄付金は日本の障害や難病とたたかっている子供たちやその家庭への支援活動、および子供たちの健全育成活動に、さらに世界の病気の子供たちに役立てられます。



Peter Pan Card 「しんくみピーターパンカード」は国際カード。3種類の中から好みの1枚をお選びください。

Master Card VISA JCB

特典

- ・年会費は永年無料です。
- ・ドライブに便利な ETC カードも年会費永年無料です。(同時申込可)
- ・カードショッピングのご利用でポイントが貯まり、商品などに交換できます。

ビジネス専用クレジットカード「しんくみピーターパンカード Gold for Biz」

- ◎個人事業主および法人代表者向けのクレジットカードで、会社の口座が決済口座となります。
- ◎しんくみピーターパンカードと同様の社会貢献機能付です。
- ◎年会費は初年度無料、次年度以降は税込2,200円(ただし年間10万円以上のご利用で無料)です。
- ◎各種優待サービスが付加されています。(VISAゴールドカード優待など)



すべての子どもたちの輝かしい笑顔のための何かを。そんな思いをかたちにする「しんくみピーターパンカード」をどうぞよろしく願いいたします。

「りょうしん愛の基金」

地域との共生を図るために「りょうしん愛の基金」を核として、積極的な社会貢献活動を展開しております。「りょうしん愛の基金」は役職員の毎月の募金により、諸施設などへの活動資金として役立てています。

目的および活動

- ◇高齢者の福祉向上、老人福祉施設への慰問などを行うために役立てております。
- ◇青少年の健全育成や難病の子供たちを支援するために役立てております。
- ◇ポイ捨て防止のマナーアップ運動や環境美化運動を支援するために役立てております。
- ◇各種ボランティア事業を支援するために役立てております。



児童養護施設の子供たちへ文具とバーベキューセットの寄贈を行いました。

「しんくみの日週間『献血活動』(令和6年9月1日～30日)

毎年、しんくみの日(9月3日)を含めた9月1日から30日を「りょうしん献血運動月間」とし「浜の町：日本赤十字献血ルーム」にて献血活動を実施しております。

本年度は役職員等32名が献血を行いました。

社会・地域貢献活動

「ワクワク体験教室」への参加(令和6年9月14日)

飽浦小育友会主催「ワクワク体験教室」に参加しました。スタンプラリーのイベントとして、模擬紙幣での札勘、1億円の重量体験、クイズ等を体験していただきました。

多くの児童が参加し、先生や保護者の飛び入り参加もあり大いに盛り上がりました。



本店ビル近隣の保育園へ大型絵本寄贈(令和6年10月4日)

毎年、本店の近隣にある保育園へ大型絵本の寄贈を実施しています。

今回も園児たちは、大きな絵本を笑顔で受け取ってくれました。



ハロウィンイベント開催(令和6年10月31日)

本店ビルで「ハロウィンイベント」を開催いたしました。

ハロウィンの飾り付けを行い、近隣の3つの保育園をお迎えしました。可愛く仮装した園児たちは、役職員からのお菓子のプレゼントを笑顔で受け取ってくれ、心の和む楽しい時間となりました。



クリスマスイベント開催(令和6年12月25日)

全営業店で「クリスマスイベント」を開催いたしました。

ご来店のお客さまへのお菓子をプレゼントや、本店ビルではエレベーター前ホールにて、くじ引き釣りや射的のミニゲームも開催し、ご来店のお客さまはじめ、地域の小学生や近隣の事業所の皆さまなど、多くのお客さまに来店いただきました。



社会・地域貢献活動

映画鑑賞会開催(令和7年3月26日)

映画鑑賞会を開催いたしました。

当日は277名の皆さまにご参加いただき、『映画ドラえもん のび太の絵世界物語』をご鑑賞いただきました。



クリーンキャンペーン(令和7年5月9日)

毎年、役職員で地域清掃活動を行っております。

今回は快晴の中、伊王島の海岸清掃活動を行い、心地よい汗を流しました。



地域環境美化運動

平成14年に長崎市が推進する「清掃里親制度」に登録されて以降、毎朝、役職員による水の浦町周辺の清掃活動(アダプトプログラム)を実施しています。

今般、この活動に対し長崎市「街を美しくする運動」推進協議会より功労者表彰を受けました。



これからも地域に根差した活動や、青少年の健全育成と次世代育成支援を行ってまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

トピックス

「2024ととと祭り」への参加(令和6月8月25日)

三菱重工グループ労連長崎地区本部と関係する皆さまが共同開催している「2024ととと祭り」が開催されました。暑期中、たくさんのお客さまがご来場され、当組合も会場の入り口でお祭りのキャラクターをあしらった”りょうしんうちわ”の配布を行いました。



りょうしん年輪旅行「平戸温泉と呼子イカ、松浦アジを食す旅」開催(令和7年2月20日・26日)

6年ぶりに「りょうしん年輪旅行」を開催いたしました。50組96名の皆さまにご参加いただき、皆さまからは「楽しい旅行でした、次回は友人を誘って参加したいです。」「りょうしん(職員)を身近に感じられ、とても良かったです。」などのお声をいただいております。今後も皆さまに喜んでいただけるよう「りょうしん年輪旅行」を企画してまいりますので、多くの皆さまのご参加をお待ちしております。



理事長カップ「第13回りょうしんグラウンドゴルフ大会」開催(令和7年5月28日)

長船ダイヤモンドクラブならびにりょうしん年輪クラブ会員59名の皆さまにご参加いただき、「第13回りょうしんグラウンドゴルフ大会」を開催いたしました。

当日は当組合職員も加わった12チームでプレーを行い、爽やかな汗を流しました。



- ◆りょうしん年輪クラブは、当組合で年金のお受取りをされているお客さま全員が、自動的に会員(無料)となるサークルで、会員さまとご家族の生活をより豊かにすることを目的とした活動を行っております。
- ◆冠婚葬祭や宿泊施設などの提携割引サービスをはじめ、各種イベントの開催、お得な情報のご提供に努めるとともに、会員さま専用の優遇金利商品も取扱っております。

トピックス

お客さまへのアンケートについて

令和6年度もより良い金融サービスをお届けするため、お客さまアンケートを実施しました。

お客さまの声

- ◎PayPayのQR・バーコード決済サービスが使えるようになって助かってます。
- ◎今後ますます厳しい時代になりますので、人材や新たなサービス、新規顧客への積極的な投資をしてください。
- ◎これからも地域に大切にしていきたいと頑張ってください。

など

上記アンケート内容を踏まえ、各種商品、サービスの充実・強化、タイムリーな情報提供及び職員によるお客さまへの丁寧な説明・対応を心掛け、顧客満足度の向上を図ってまいります。

りょうしん経営報告会開催（令和7年2月14日）

地域の組合員代表の皆さまへ、経営内容をお伝えするため経営報告会を開催いたしました。

当組合の経営状況をご理解いただき、安心してご利用いただけますよう今後も開催してまいります。



特殊詐欺等の情報提供に関する協定締結（令和7年4月9日）

お客さまを詐欺被害から守る取り組みとして、詐欺等のおそれが高い取引を検知した際、当組合より管轄する警察へ必要な情報を迅速に提供するため、長崎県警察との間で「特殊詐欺等の情報提供に関する協定」を締結いたしました。



りょうしん「公式LINE」

店舗・ATM一覧やweb完結ローン・インターネットバンキングなど、ワンタッチで利用可能です。また、りょうしんからの情報を月2回程度配信しています。ぜひこの機会にご登録をお願いいたします。

友だち追加方法

①QRコード読み込み

②ID検索

LINE ID : @ryo-sin



口座管理アプリ「しんくみ アプリ with CRECO」

スマホのアプリで、普通預金の残高・入出金明細、定期預金明細を手軽にご覧いただけます。「頻繁に通帳記帳ができない」「タイムリーに残高を知りたい」等の声にお応えしました。

また、クレジットカードをご登録いただくことで、利用明細や請求書もアプリ内で確認することが可能となり、りょうしん口座と合わせて一元的に管理でき、大変便利にご利用いただけます。 ※ご本人様のみのご利用となります。



主な商品・サービスのご案内

預金業務

種 類	お預入期間	しくみと特徴
総合口座	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 1冊の通帳に「貯める・殖やす・支払う・借りる」の機能を備えた暮らしに欠かせない通帳です。 ● 普通預金機能のほかに、急なご入用または自動支払などで普通預金の残高が不足した場合、お預入定期預金残高の90% (最高300万円) まで自動的にお借り入れいただけます。
普通預金	自由	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共料金の自動支払、給与・年金・配当金などの自動受取、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。 ● 給与・年金振込ご指定口座はATM手数料を月5回ご利用分まで当組合が負担いたします。
貯蓄預金	自由	<ul style="list-style-type: none"> ● お預入残高に応じて利率が異なります。 ● 普通預金より有利で、定期預金より便利な預金です。 ● 自動受取、自動支払口座には利用いただけません。
無利息型普通預金	自由	<ul style="list-style-type: none"> ● 普通預金と同じ機能ですが、利息はつきません。
当座預金	自由	<ul style="list-style-type: none"> ● 商取引代金のお支払に、便利で安全な手形・小切手をご利用いただくための預金です。 (令和7年6月30日 新規開設終了)
通知預金	7日以上	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期の余裕資金の運用に最適です。 ● ご解約の場合は2日前までにご連絡ください。
期日指定定期預金	最長3年 (据置期間1年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 満期日は1年以降3年までの任意日をご指定いただけます。(1ヶ月前のご連絡が必要です)
スーパー定期	1ヶ月以上 5年以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 1円以上1,000万円未満の範囲でお預入いただけます。 ● 6ヵ月ごとの複利計算を行う「複利型」は、個人のお客さまのみご利用いただけます。
大口定期	1ヶ月以上 5年以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 1,000万円以上の大口資金の運用に最適です。(単利型)
積立定期預金	エンドレス型	<ul style="list-style-type: none"> ● 1冊の通帳にいつでもご自由にお預入ができる積立型の定期預金です。(ATMでのお預入もできます。)
定期積金	1年・2年・3年・ 4年・5年	<ul style="list-style-type: none"> ● 目的に応じ、毎月一定額を積立てていただく預金です。 ● 毎月の積立額は1,000円からご利用いただけます。
一般財形	3年以上	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与またはボーナスからの天引による積立預金で、1年経過後1万円以上1,000円単位でお引出が できます。利息は3年ごとに元金に加算し自動的に継続いたします。
財形年金	5年以上	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与またはボーナスからの天引による積立預金で、満60歳以降5年から20年の期間で年金方式 によるお受取ができます。また、財形住宅と合算し550万円の非課税枠がご利用いただけます。
財形住宅	5年以上	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与またはボーナスからの天引により住宅資金をお積立いただけます。財形年金と合算し550万円 の非課税枠がご利用いただけます。

預金業務 (お取引限定商品)

ご利用いただける お客さま	種 類	お預入 期間	お預入 金額	しくみと特徴
組合員の方	スマイル5	5年	10万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の募集期間を設け、通常の定期預金と比べ有利な利率を設定する商品です。 ● 募集期間や利率については窓口へお問い合わせください。
組合員の方 または そのご家族	退職金定期	3ヶ月	1円以上 500万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ● お受取日から1年以内の退職金預入限定の商品です。 ● 退職金受取ご本人さまに限りです。 ● 通常の定期預金と比べ、有利な利率でご利用いただけます。
	りょうしん 福祉定期	1年	1円以上 300万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害・遺族・労災年金または各種手当の振込ご指定の方限定の商品です。 ● お預入れ時の1年ものスーパー定期店頭表示利率に0.05%上乗せいたします。
組合員の方 または そのご家族で 年輪クラブ会員の方	年輪定期 100	1年	1円以上 100万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ● お預け時の1年ものスーパー定期店頭表示利率に0.15%上乗せいたします。
	年輪定期 長寿	1年	1円以上 350万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 長寿祝いの年 (65歳特別設定、喜寿を過ぎると毎年) にお預け時の1年ものスーパー定期店頭表示利率に0.15%上乗せいたします。

主な商品・サービスのご案内

融資業務（個人のお客さま向け）

商品名	ご融資期間	ご融資額	特色・お使いみち
マイホームローン	40年以内	保証会社扱いの場合 1億円以内 保証人扱いの場合 6,000万円以内	● マイホームの購入や新築・増改築、土地購入、他金融機関住宅ローン借換資金などにご利用いただけます。
アパート・ビルローン	30年以内	3億円以内	● 貸家・アパート・マンション・貸事業所、貸店舗の新築・増改築資金。中古物件、敷地の購入など。また店舗併用住宅にもご利用いただけます。
教育ローン	保証会社扱いの場合 16年10か月以内 保証人扱いの場合 20年以内	保証会社扱いの場合 1,000万円以内 保証人扱いの場合 1,000万円以内	● 入学金、学費など学校に納付する資金のほか、アパートの敷金、新生活準備資金、家賃、生活費、図書費など進学関連資金全般にご利用いただけます。
オートローン	10年以内	1,000万円以内	● 自動車・オートバイ・モーターボート・農業用トラクター類の購入・修理資金、車検費用、運転免許取得費用など自動車関連資金全般にご利用いただけます。
フリーローン	保証会社扱いの場合 10年以内 保証人扱いの場合 30年以内	保証会社扱いの場合 1,000万円以内 保証人扱いの場合 2,000万円以内	● お使いみちは自由です。（一部商品は事業性資金を除きます。）

- その他「住宅金融支援機構」「日本政策金融公庫（教育資金）」の代理貸付等もお取り扱いしております。

融資業務（個人のお客さま向け お取引限定商品）

ご利用いただけるお客さま	商品名	ご融資期間	ご融資額	しくみと特徴
年輪クラブ会員の方	ねんりんプラン	20年以内	500万円以内	● お使いみちは自由です。
提携企業にお勤めの方	あすなろメンバーズプラン	20年以内	500万円以内	● 年齢などの条件に応じてご利用額が異なります。 ● お使いみちは自由で、担保・保証人は不要です。
	ファミリーローン「フィット」	20年以内	300万円以内	● 配偶者または扶養家族がある方限定。 ● お使いみちは自由です。 (本ローン借換および資金使途が明確な他行ローン・クレジット利用代金以外の旧債務返済資金は除きます。)
	グッと楽ローン	30年以内	2,000万円以内	● 借入金の一本化を行うためのローンです。
	保証付バックアップローン「リリース」	15年以内	500万円以内	● 借入金の一本化を行うためのローンで、担保・保証人は不要です。
	カードローン200	3年 (自動更新)	50万～200万円	● お使いみちは自由です。 ● 年齢などの条件に応じてご利用限度額が異なります。

融資業務（法人・事業主のお客さま向け）

- 手形の資金化、短期の運転資金、長期の設備資金、運転資金などにご利用いただけます。

割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越

【ビジネスカードローン】 法人ならびに個人事業主専用の事業資金カードローン（原則、担保不要）

【スクラム】 法人ならびに個人事業主専用の事業資金ローン（原則、担保不要）

【特別保証制度のお取扱い】 長崎県の融資制度、各市・町の融資制度、長崎県信用保証協会制度

【代理貸付のお取扱い】 全国信用協同組合連合会、(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策金融公庫
住宅金融支援機構、福祉医療機構

主な商品・サービスのご案内

カードローン

商品名	ご融資期間	ご利用限度額	特色・お使いみち
カードローン ゴールド	2年 (自動更新)	50万円～200万円	● 当組合住宅ローンご利用者で60歳以下の方専用商品です。(保証会社保証)
スーパー カードローン ジャンプ	3年 (自動更新)	50万円 200万円 100万円 250万円 150万円 300万円	● お取引実績などに応じ、ご利用限度額が6コースに分かれています。(保証会社保証)
クイック アンサー2	1年 (自動更新)	10万円～500万円	● 保証会社の審査により、3段階から金利が決定します。(保証会社保証) ● お使いみちはご自由で、事業資金や借換にもご利用いただけます。
次世代育成支援カードローン 「ファイト」	2年・3年 (自動更新)	50万円～300万円	● お子様がおられる世帯の専用商品です。 ● 子育てにかかる費用に幅広くご利用いただけます。

投資信託窓販業務

投 資 信 託	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式や債券、不動産投信など、皆さまのライフプランに合わせた各種商品を取り扱っております。 ● ご自宅のパソコン、スマートフォンでお取引できるインターネット投資信託もご利用いただけます。
---------	---

個人向け国債窓販業務

固定3年・固定5年・変動10年	● 日本国政府が発行し、個人の方のみが保有できる非常に安全性の高い金融商品です。
-----------------	--

保険窓販業務

生命保険窓口販売業務	個人向け	終身医療保険、限定告知医療保険、女性のための医療保険、収入保障保険、無配当低解約返戻金型終身保険、医療総合保険、がん保険、一時払通増終身保険を取り扱っております。
	事業者向け	定期保険、収入保障保険、終身医療保険を取り扱っております。
損害保険窓口販売業務	個人向け	長期住宅火災保険、債務返済支援保険、個人用火災総合保険、傷害総合保険、海外旅行保険、自動車保険を取り扱っております。
	事業者向け	業務災害補償保険、自動車保険、火災保険、賠償責任保険等を取り扱っております。

サービス業務

種 類	特色・お使いみち	
個人向け口座管理アプリ しんくみアプリ with CRECO	● 残高照会や入出金明細情報をカレンダー形式で手軽に便利にご利用いただけます。	
QR・バーコード決済サービス	● PayPay・J-Coin Pay・Bank Pay がご利用いただけます。	
こたら送金	● スマホアプリ (Bank Pay) を利用して個人宛小口送金ができます。	
Web口座振替受付サービス	● インターネット経由で、収納企業のサイトから口座振替契約が締結できるサービスです。	
インターネットバンキング	● パソコン、スマートフォン等ご利用により、ご指定口座からの振込・振替および残高照会ができます。	
ビジネスバンキング	● 法人・個人事業主の方がパソコンを使用し、ご指定口座からの振込・振替および残高照会、データ伝送(総合振込・給与振込など)ができます。	
キャッシュサービス	全国ネット	● 当組合本支店(出張所)以外の全国の金融機関ATMでカードによるお支払・残高照会ができます。
	ゆうちょ銀行提携	● 全国のゆうちょ銀行ATMでカードによるお支払・ご入金・残高照会ができます。
	しんくみお得ねっと	● 指定時間内ご利用の場合は、全国の提携信用組合でのATM手数料が無料です。
	セブン銀行提携	● 指定時間内にご利用の場合は、全国のセブンイレブン(セブン銀行)に設置されているATMでの利用手数料が無料です。
	J-Debit(デビットカード取引)	● ジェイデビット加盟店で、お買物代金などのお支払を当組合のキャッシュカードにてその場で決済することができます。
貸金庫	● 大切な書類や貴金属などの財産を、火災・盗難からお守りします。	
給与のお受取り	● 給与・ボーナスを安全・確実にご指定口座でお受取りいただけます。	
年金・手当などのお受取り	● 各種年金・手当などを安全・確実にご指定口座でお受取りいただけます。	
各種自動お支払い	● 電気・電話・NHK受信料・水道・ガス料金の5大公共料金をはじめ、税金・クレジット代金など、お持ちの普通預金・当座預金から自動的にお支払いいただけます。	

※ 主要な事業の内容につきましては、26ページに掲載しております。 ※ キャッシュ・サービスの利用時間一覧は、26ページに掲載しております。

主な商品・サービスのご案内

ATMのご利用について

■ ATM取引限度額

1日の支払限度額	1口座あたり50万円
1日の振込限度額	1口座あたり50万円 ※ただし、年齢が65歳以上、かつ3年以上ATMで振込利用がない方につきましては、1千円となります。

※防犯上の観点から上記限度額としておりますが、ご希望により1万円から200万円の範囲内で変更が可能です。
詳しくはお問い合わせください。

■ ATM通帳繰越サービス

ご利用いただける通帳	総合口座(普通預金)通帳 ※当組合以外の通帳はお取り扱いできません。
ご利用いただけるATM	当組合の全ATM

ATM利用時に、ご利用通帳の最終ページの最終行まで印字した場合、自動的に新通帳を発行いたします。
※最終ページの最終行まで印字済みの場合は、窓口での繰越となります。

■ しんくみ通帳記帳提携サービス

ご利用いただける通帳	総合口座(普通預金)通帳 貯蓄預金通帳 カードローン通帳
ご利用いただけるATM	全国の提携信用組合の対応ATM ※一部ATMは対応しておりません。 

全国の提携信用組合の対応ATMで、当組合の通帳が記帳できます。

- ※提携信用組合のATMでは新通帳への繰越はできません。
- ※「通帳記帳」でお取引願います。(入出金と同時に通帳記帳を行うことはできません。)
- ※提携信用組合については、当組合ホームページ「ATMサービス」をご確認ください。

■ ATM通帳磁気再生機能

ご利用いただける通帳	総合口座(普通預金)通帳 貯蓄預金通帳 カードローン通帳 ※一部、磁気修復できない通帳もあります。
ご利用いただけるATM	当組合の全ATM ※しんくみ通帳記帳提携サービスの対応ATMでもご利用できます。

ATMで通帳磁気を読み取れなかった場合、「修復する」ボタンを選択すると、ATMで磁気修復ができます。

- ※同口座のキャッシュカードと暗証番号が必要です。
- ※視覚障がいの方への取引(触覚記号・ハンドセットによる取引)は対象外です。

主な商品・サービスのご案内

各種手数料一覧

■ 振込手数料

利用区分	振込額	りょうしん内		他行宛		
		同一店内	本支店内	電信扱い	文書扱い	
窓 口	組合員	5万円未満	110円	110円	374円	374円
		5万円以上			550円	550円
一 般	5万円未満	220円	220円	594円	594円	
	5万円以上	440円	440円	770円	770円	
※ 定額自動送金	組合員	5万円未満	無料		154円	
		5万円以上			330円	
一 般	5万円未満	無料		319円		
	5万円以上			440円		
A T M	組合員	5万円未満	無料		154円	
		5万円以上			330円	
一 般	5万円未満	無料		319円		
	5万円以上			440円		
インターネット バンキング	組合員	5万円未満	無料		154円	
		5万円以上			330円	
一 般	5万円未満	無料		264円		
	5万円以上			440円		

※定額自動送金は、別途、契約手数料1,100円(1契約あたり)がかかります。
 ※定額自動送金を変更する場合は、別途、変更手数料550円(1契約あたり)がかかります。

■ 取立手数料

電子交換(※1)	330円
個別取立(※2)	1,100円
組 戻	送金・振込 代金取立 1,100円
不渡手形返却料	1,100円

(※1)取立依頼書を提出いただき、電子交換所へ提出するもの(即日入金の小切手等については無料)。
 (※2)電子交換所に参加しない金融機関発の手形・小切手など、郵送対応が必要なもの。

■ 預金に関する手数料

当座小切手帳(50枚綴り)発行手数料	660円
約束手形・為替手形(50枚綴り)発行手数料	880円
自己宛小切手発行手数料	550円
残高証明書発行手数料(1通)	440円
取引明細書発行 手数料(1口座あたり)	発行依頼日より10年以内 発行依頼日より10年超(1年あたり) 5,500円
再発行手数料	通帳(1通) 1,100円 キャッシュカード(1枚) 1,650円
ATM利用手数料	延長時間帯利用手数料(1回) 110円 他行カード利用手数料(1回) 110円

※通帳の汚損等による再発行・暗証番号の失念等による再発行の場合、発行手数料は550円と致します。
 ※ATM利用手数料の延長時間帯は、平日8:45~18:00以外の時間帯です。

■ 両替手数料・金種指定支払手数料

取扱枚数 (1日あたり)	50枚以下	無料
	51~500枚	330円
	501~1,000枚	550円
	1,001枚~2,000枚	1,100円
	2,001枚以上	1,650円 (1,000枚毎に550円加算)

※両替の際の取扱枚数は、ご持参枚数またはお受取枚数のいずれか多い方と致します。
 ※同一日に複数回に分けて両替される場合等、実質的に同一の両替とみなされる場合には、上記の手数をいただきます。
 ※お引出の際に金種をご指定される場合、枚数に応じて上記の手数料がかかります。
 ※お引出の際の取扱枚数は、「お引出し枚数から万円券の枚数を除いた枚数」と致します。
 ※金種指定の払戻請求書が複数枚となる場合、お引出しにおいてご指定された金種の合計枚数を取扱枚数とさせていただきます。

■ 硬貨入金手数料

取扱枚数 (1日あたり)	500枚以下	無料
	501~1,000枚	275円
	1,001~2,000枚	550円
	2,001枚以上	825円 (1,000枚毎に275円加算)

※硬貨をご入金(お振込)される場合、枚数に応じて上記の手数料がかかります。
 ※同一日に複数回に分けてご入金(お振込)される場合等、実質的に同一のご入金(お振込)とみなされる場合には、上記の手数をいただきます。

■ 融資に関する手数料

1. 住宅ローン

事務取扱手数料	33,000円	
I型	全部繰上返済	5,500円
	一部繰上返済	
	条件変更手数料	
	マイホームローンII型への変更	
II型	全部繰上返済	55,000円
	一部繰上返済	11,000円
	条件変更手数料	5,500円
	金利引下手数料(変動金利)	33,000円
	金利引下手数料(固定金利)	55,000円
	固定金利の再選択	5,500円

2. アパート・ビルローン、事業資金

変動金利	全部繰上返済	11,000円
	一部繰上返済	11,000円
	条件変更手数料	11,000円
	金利引下手数料(変動金利)	33,000円
固定金利	固定金利への変更	55,000円
	全部繰上返済	55,000円
	一部繰上返済	11,000円
	条件変更手数料	11,000円
	金利引下手数料(固定金利)	55,000円
	固定金利の再選択	11,000円
	変動金利への変更	無料

※事業資金の当組合内での借換による全部繰上返済は手数料不要。

3. その他ローン

返済	全部繰上返済	無料
	一部繰上返済	1,100円
	条件変更手数料	5,500円
あすなるメンバーズプラン・フィットの借換手数料	5,500円	

※上記にかかわらず、「あすなる組合員」の方が退職によって全部繰上・一部繰上・条件変更手続きをされる場合の手数は不要。

4. カードローン

再発行手数料	1,650円
--------	--------

5. 不動産担保取扱手数料

新規・極度増額・譲受・仮登記・登記保留	:設定額(増加額)1,000万円以内	33,000円
	:設定額(増加額)1,000万円超	55,000円
	追加設定・極度減額・順位変更・担保差替	16,500円

6. その他

内諾書	無料
返済予定表再発行手数料	550円
残高証明書発行手数料(住宅取得控除)	無料
残高証明書発行手数料(その他)	440円
支払利息証明書発行手数料	550円
融資予定証明書発行手数料(1部)	11,000円

全自動貸金庫使用料(年間)	(大)16,500円
	(中)14,300円
	(小)13,200円
保護預り箱使用料(年間)	5,500円
貸金庫鍵・カード再発行手数料	実 費

インターネットバンキング(個人向け)	無料
ビジネスバンキング※	基本手数料(月間) 1,430円
(法人・個人事業主向け)	データ伝送サービス(月間) 2,200円

※契約月を含む3ヶ月間は月額手数料無料です。

7. でんさいサービス

基本手数料/月額	無料	
記録請求	本支店	220円
	他 行	550円
開示請求(提供情報・記録事項)	無料	
変更記録請求(書面)	2,200円	
口座間送金決済中止依頼	770円	
支払不能情報照会	3,300円	
特例開示請求書	3,300円	
残高証明書発行請求(都度発行)	4,400円	
でんさい割引買戻し依頼	770円	

※手数料については、すべて消費税込の金額です。【令和7年7月1日 現在】

その他

主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、無利息型普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金などを取扱っております。

2. 貸出業務

- (1) 貸付
手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。
- (2) 手形の割引
商業手形割引を取扱っております。

3. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

4. 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

5. 内国為替業務

振込、送金および代金取立などを取扱っております。

6. 外国為替業務

取扱っておりません。

7. 社債受託および登録業務

取扱っておりません。

8. 金融先物取引などの受託業務

取扱っておりません。

9. 付帯業務

- (1) 債務の保証業務
- (2) 有価証券の貸付業務
- (3) 代理業務
 - ① 全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫などの代理貸付業務
 - ② 勤労者退職金共済機構などの代理店業務
- (4) 地方公共団体の公金取扱業務
- (5) 株式払込金の受入代理業務および株式配当金の支払代理業務
- (6) 保護預かりおよび貸金庫業務
- (7) 保険商品の窓口販売
- (8) 投資信託窓口販売
- (9) 個人向け国債窓口販売
- (10) 信託契約代理業務
オリックス銀行株式会社を所属信託兼営金融機関とする信託契約代理業務

他金融機関のご利用について

他金融機関ATMコーナーの利用時間帯一覧

	平 日	土・日・祝日	年末・年始・GW
都銀・地銀・信託・信金・イオン銀行 ・ローソン・ファミリーマート等	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
ゆうちょ銀行	0:05~23:55	0:05~23:55	0:05~23:55
セブン銀行(コンビニエンスストア)	0:00~24:00	0:00~24:00	0:00~24:00
デビットカード	7:00~23:00	8:00~20:00	8:00~20:00

※上記時間帯はご利用最大時間帯です。各ATMコーナーの稼働時間ではありません。

ATM利用手数料一覧

都銀・地銀・信託・信金・イオン銀行・ゆうちょ銀行 ・ローソン・ファミリーマート等	延長時間帯手数料※1	110円
	他行利用手数料	110円
信用組合※2	指定時間内※3のご利用は利用手数料は無料です。	
セブン銀行(コンビニエンスストア)		

◎ 当組合に給与・年金振込をご指定の場合は上記手数料(時間外も含む)が月5回ご利用分まで無料です。
(翌月20日にお客さまの口座へ手数料を返戻いたします。)

◎ ※1 延長時間帯(時間外) …上記時間帯以外

※2 信用組合のうち、しんくみお得ねっと非加盟組合については、上段の他金融機関手数料となります。

※3 指定時間 …平日 8:45~18:00
土曜日 9:00~14:00(セブン銀行に限ります。)

店舗のご案内

店舗一覧

店舗名	店舗一覧		ATM業務			
	住所	電話番号	平日	土・日・祝日	GW※1	年末年始※2
本部	850-0061 長崎市水の浦町1-2	095-861-4161				
本店営業部	850-0061 長崎市水の浦町1-2	095-861-3724	8:45～19:00			8:45～17:00
本店営業部 本館出張所	850-0063 長崎市飽の浦町1-1	095-864-0637	8:45～18:00 ※3	重工出勤日のみ稼働 8:45～18:00		
木鉢支店	850-0076 長崎市木鉢町2丁目210-35	095-832-9200	8:45～19:00		8:45～17:00	
深堀支店	851-0301 長崎市深堀町1丁目145-24フレスポ深堀	095-871-3608	8:45～21:00		8:45～19:00	
浜町支店	850-0853 長崎市浜町8-6	095-822-1881	8:45～21:00		8:45～19:00	
北支店	852-8053 長崎市葉山1丁目13-1	095-857-2224	8:45～21:00		8:45～21:00	
東長崎支店	851-0115 長崎市かき道1丁目32-12	095-813-9055	8:45～19:00		8:45～17:00	

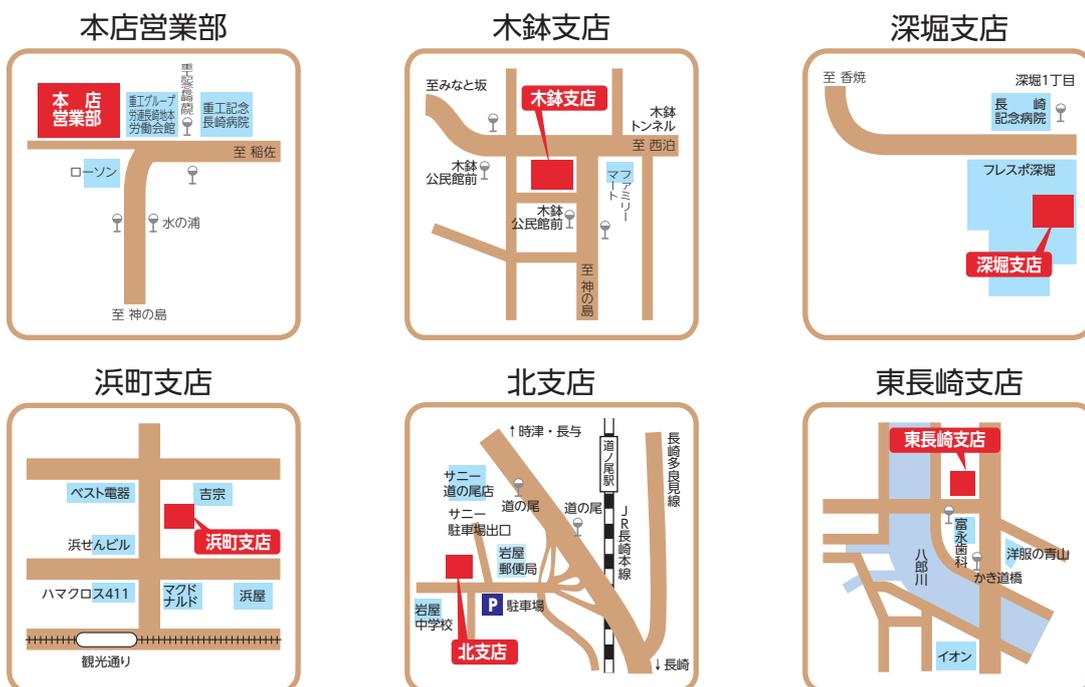
※1・・・GW(ゴールデンウィーク)5/3～5/5 ※2・・・年末年始 12/31～1/3 ※3・・・三菱重工長船休業日は休止

営業時間

	窓口営業時間	窓口休業時間	相談業務時間
営業店※1	9:00～15:00	—	9:00～15:00
本館出張所	10:00～13:00 14:00～16:00	13:00～14:00	10:00～13:00 14:00～18:00
木鉢支店	9:00～13:00 14:00～15:00	13:00～14:00	9:00～13:00 14:00～15:00
東長崎支店	9:00～12:00 13:00～15:00	12:00～13:00	9:00～12:00 13:00～15:00

※1・・・本館出張所・木鉢支店・東長崎支店を除く

営業店所在地



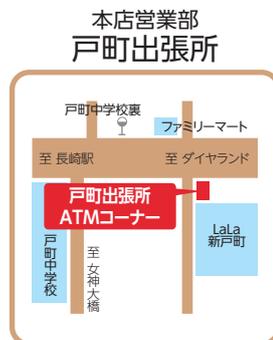
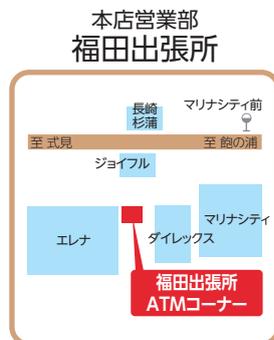
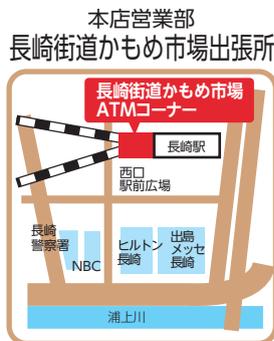
店舗外ATMのご案内

店舗外ATM一覧

店舗名	店舗外ATM 住所	平日	ATM業務		
			土・日・祝日	GW ※1	年末年始 ※2
本店営業部 長崎街道かもめ市場出張所	長崎市尾上町1-67		8:00 ~ 21:00 ※3		
本店営業部 みらい長崎出張所	長崎市茂里町1-55(ココウォーク1F)	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 19:00 ※3		
本店営業部 チトセピア出張所	長崎市千歳町5-1(チトセピア地下)	8:45 ~ 21:00	8:45 ~ 21:00 ※3		
本店営業部 ミスターマックス長崎店出張所	長崎市岩見町26-1(ミスターマックス長崎店内)	平日・土曜 10:00 ~ 21:00	日曜・祝日 9:00 ~ 21:00 ※3		
本店営業部 諫早久山台出張所	諫早市久山台6-1(マルキョウ久山台店駐車場内)		8:45 ~ 21:00		
本店営業部 福田出張所	長崎市大浜町1549-6	8:45 ~ 21:00	8:45 ~ 19:00		
本店営業部 戸町出張所	長崎市新戸町2丁目8-1	8:45 ~ 21:00	8:45 ~ 19:00		
本店営業部 長与出張所	西彼杵郡長与町丸田郷8-7	8:45 ~ 21:00	8:45 ~ 19:00		
本店営業部 諫早工場出張所	諫早市津久葉町6-53(三菱重工諫早工場 機械工場控所)	8:45 ~ 18:00 ※4	重工出勤日のみ稼動 8:45 ~ 17:00		

※1…GW(ゴールデンウィーク)5/3~5/5 ※2…年末年始 12/31~1/3 ※3…年末年始変更あり(商業施設の営業時間による)
 ※4…三菱重工長船休業日は休止

店舗外ATM所在地



資料編

CONTENTS

財務諸表

- 貸借対照表 30
- 損益計算書 31
- 剰余金処分計算書 31

事業年度における経営指標

- 主要な業務の状況を示す指標 34
- 預金に関する指標 34
- 貸出金等に関する指標 35
- 貸出資産に関する指標 36
- その他の経営指標 36
- 資産の健全性の状況 37
- 有価証券に関する指標 38
- 自己資本の充実の状況 39

(注) 諸計数につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しておりますので、合計額と一致しない場合があります。

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度末	令和6年度末	科 目	令和5年度末	令和6年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,581,178	1,780,426	預金積金	118,515,616	118,035,888
預け金	53,531,087	46,575,306	当座預金	308,697	582,513
有価証券	35,563,606	32,792,502	普通預金	64,704,064	64,323,773
国債	1,953,551	2,182,999	貯蓄預金	426,962	386,847
地方債	2,497,197	2,049,107	通知預金	—	—
社債	26,600,833	24,423,650	定期預金	52,597,091	52,221,369
株式	276,465	208,433	定期積金	191,555	147,933
その他の証券	4,235,560	3,928,312	その他の預金	287,245	373,452
貸出金	64,988,840	65,072,416	借入金	34,000,000	25,600,000
割引手形	4,928	6,357	借入金	—	—
手形貸付	352,259	442,994	当座借越	34,000,000	25,600,000
証書貸付	63,393,131	63,340,934	その他負債	282,009	252,017
当座借越	1,238,521	1,282,129	未決済為替借	68,679	25,093
その他資産	907,315	907,022	未払費用	45,188	60,151
未決済為替貸	15,869	7,785	給付補填備金	500	324
全信組連出資金	476,100	476,100	未払法人税等	104,014	108,744
未収収益	165,437	207,320	前受収益	3,936	9,497
前払費用	18,089	8,333	払戻未済金	42,980	34,698
その他の資産	231,819	207,482	その他の負債	16,709	13,509
有形固定資産	987,548	956,130	賞与引当金	36,914	41,865
建物	404,895	363,502	退職給付引当金	226,605	210,800
土地	419,047	419,047	役員退職慰労引当金	27,500	29,476
建設仮勘定	—	—	繰延税金負債	—	—
その他の有形固定資産	163,605	173,580	債務保証	—	—
無形固定資産	6,814	6,814	負債の部合計	153,088,646	144,170,049
繰延税金資産	41,948	768,558	(純資産の部)		
債務保証見返	—	—	出資金	2,036,323	2,043,003
貸倒引当金	△ 238,116	△ 296,160	普通出資金	2,036,323	2,043,003
(うち個別貸倒引当金)	(△ 199,449)	(△ 243,086)	利益剰余金	3,477,299	3,854,232
			利益準備金	1,750,000	1,805,000
			その他利益剰余金	1,727,299	2,049,232
			特別積立金	1,210,000	1,330,000
			(うち目的積立金)	(—)	(—)
			当期末処分剰余金	517,299	719,232
			組合員勘定合計	5,513,622	5,897,235
			その他有価証券評価差額金	△ 1,232,045	△ 1,504,267
			純資産の部合計	4,281,576	4,392,967
資産の部合計	157,370,223	148,563,016	負債及び純資産の部合計	157,370,223	148,563,016

財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	1,746,784	1,828,745
資金運用収益	1,483,214	1,527,859
貸出金利息	1,045,372	1,062,211
預け金利息	64,711	119,809
有価証券利息配当金	341,746	325,860
その他の受入利息	31,383	19,978
役員取引等収益	88,262	92,642
受入為替手数料	11,496	12,322
その他の役員収益	76,765	80,320
その他業務収益	47,574	42,953
国債等債券売却益	2,487	500
国債等債券償還益	138	87
その他の業務収益	44,948	42,366
その他経常収益	127,734	165,289
貸倒引当金戻入益	26,572	—
償却債権取立益	90	120
株式等売却益	100,991	164,931
その他の経常収益	80	237
経常費用	1,429,766	1,454,394
資金調達費用	56,856	79,100
預金利息	24,344	46,527
給付補填備金繰入額	345	17
借入金利息	32,167	32,555
その他の支払利息	—	—
役員取引等費用	225,257	221,554
支払為替手数料	19,318	19,391
その他の役員費用	205,938	202,163
その他業務費用	175,972	1,176
国債等債券売却損	—	631
国債等債券償還損	4,403	527
国債等債券償却	171,460	—
その他の業務費用	108	18
経費	970,053	997,468
人件費	589,267	592,985
物件費	340,996	361,698
税金	39,788	42,785
その他経常費用	1,625	155,093
貸倒引当金繰入額	—	76,859
貸出金償却	—	240
株式等売却損	—	73,438
株式等償却	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	1,625	4,554
経常利益	317,018	374,351
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	484	0
固定資産処分損	484	0
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	316,534	374,351
法人税、住民税及び事業税	115,909	110,126
法人税等調整額	△ 8,714	△ 153,159
法人税等合計	107,194	△ 43,033
当期純利益	209,339	417,384
繰越金(当期末残高)	307,959	301,847
当期末処分剰余金	517,299	719,232

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	517,299	719,232
剰余金処分額	215,452	515,706
利益準備金	55,000	75,000
特別積立金	120,000	400,000
出資に対する配当金	40,452	40,706
	(年2%の割合)	(年2%の割合)
繰越金(当期末残高)	301,847	203,526

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。したがって、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」などにつきましては、会計監査法人によらず当組合監事による監査を受けております。

代表理事による確認

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月20日
長崎三菱信用組合

理事長 新屋貴憲

財務諸表

【貸借対照表注記】

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3~47年
動産	3~20年
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	249,416百万円
年金財政計算上の給付債務の額	211,033百万円
差引額	38,382百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(令和5年4月分~令和6年3月分) 0.581%
 - 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円を財政上の剰余金48,278百万円より控除した額であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金9百万円を費用処理しています。なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他試算」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 49百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,041百万円
- 貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は258百万円、危険債権額は152百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は1百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は72百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は484百万円であります。

なお、12. から15. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金	22,800百万円
担保提供している資産 有価証券	3,300百万円
担保資産に対応する債務	25,600百万円
- 出資1口当たりの純資産額 2,150円25銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理

当組合は、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか事業管理本部により行われ、また、定期的開催される融資案件情報連絡会や理事会への報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、TQC室がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、経営管理本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ②市場リスクの管理
 - (i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会及び統合的リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には経営管理本部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。
 - (ii)為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
 - (iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。このうち、経営管理本部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は経営管理本部を通じALM委員会において定期的に報

財務諸表

告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当組合では金融資産及び金融負債についての市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額範囲内となるように管理しております。

当組合のVaRは貸出金、預金積金、預け金に関してはモンテカルロ法(保有期間 貸出金・預金積金は6ヶ月、預け金は1ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年)有価証券に関しては分散共分散法(保有期間 仕組債は6ヶ月、仕組債以外は3ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており令和7年3月31日現在で当組合の市場リスク量は、全体で938百万円です。

ただしVaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

19. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	46,575	46,261	△ 313
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,160	2,091	△ 68
その他有価証券	30,630	30,630	-
(3) 貸出金	65,072		
貸倒引当金(*2)	△ 296		
	64,776	65,492	716
金融資産計	144,142	144,476	333
(1) 預金積金	118,035	117,563	△ 472
(2) 借入金	25,600	25,595	△ 5
金融負債計	143,635	143,158	△ 477

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借入金

借入金については、有利息分については市場金利で割り引いた価格を時価とみなしております。無利息分については、同様の借入をしても利率が変わらないため、帳簿価格を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	1
組合出資金(*2)	476
合計	477

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和元年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

20. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有有価証券に区分したものの。

(単位:百万円)

貸借対照表計上額	時価	差額
2,160	2,091	△ 68

(3)子会社株式で時価のあるものはありません。

(4)その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
32,708	30,630	△ 2,077	64	2,142

21. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

22. 当期中に売却したその他有価証券は2,975百万円であります。

売却益 165百万円、売却損 74百万円。

23. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	2,137	4,197	5,051	17,269
国債	299	98	-	1,784
地方債	341	564	706	436
短期社債	-	-	-	-
社債	1,496	3,533	4,345	15,047
その他	497	2,132	278	-
合計	2,635	6,330	5,330	17,269

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	18百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	58百万円
減価償却損金算入限度超過額	66百万円
その他の有価証券評価差額金	573百万円
その他	56百万円
繰延税金資産小計	772百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額△	4百万円
評価性引当額小計	△ 4百万円
繰延税金資産合計	768百万円

【損益計算書注記】

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 202円 87銭

事業年度における経営指標

主要な業務の状況を示す指標

資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等

(単位:平均残高、百万円/利息、千円/利回り、%)

科目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	155,984	1,483,214	0.95	154,124	1,527,859	0.99
うち貸出金	64,839	1,045,372	1.61	65,012	1,062,211	1.63
うち預け金	51,919	64,711	0.12	52,923	119,809	0.22
うち有価証券	38,750	341,746	0.88	35,712	325,860	0.91
資金調達勘定	152,735	56,856	0.03	150,894	79,100	0.05
うち預金積金	118,735	24,689	0.02	119,393	46,545	0.03
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	34,000	32,167	0.09	31,500	32,555	0.10

業務粗利益

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	1,426,357	1,448,758
資金運用収益	1,483,214	1,527,859
資金調達費用	56,856	79,100
役務取引等収支	△ 136,994	△ 128,912
役務取引等収益	88,262	92,642
役務取引等費用	225,257	221,554
その他業務収支	△ 128,398	41,776
その他業務収益	47,574	42,953
その他業務費用	175,972	1,176
業務粗利益	1,160,964	1,361,623
業務粗利益率	0.74%	0.88%
業務純益	190,910	349,748
実質業務純益	190,910	364,154
コア業務純益	364,149	364,725
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	364,149	364,725

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

総資金利鞘等

(単位:%)

項目	令和5年度	令和6年度
資金運用利回り	0.95	0.99
資金調達原価率	0.67	0.71
総資金利鞘	0.27	0.27

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減	△ 15,160	44,645
支払利息の増減	6,288	22,243

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
国債等債券売却益	2,487	500
国債等債券償還益	138	87
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	44,948	42,366
その他業務収益合計	47,574	42,953

利益率

(単位:%)

項目	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.19	0.23
総資産当期純利益率	0.13	0.26

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

預金科目別残高・平均残高

(単位:残高、百万円/比率、%)

区分	令和5年度				令和6年度			
	期末残高	構成比	平均残高	構成比	期末残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	65,439	55.2	64,466	54.2	65,293	55.3	66,453	55.6
定期性預金	52,788	44.5	54,025	45.5	52,369	44.3	52,698	44.1
うち定期預金	52,597	44.3	53,769	45.2	52,221	44.2	52,537	44.0
うち定期積金	191	0.1	256	0.2	147	0.1	161	0.1
その他の預金	287	0.2	243	0.2	373	0.3	241	0.2
小計	118,515	100.0	118,735	100.0	118,035	100.0	119,393	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	118,515	100.0	118,735	100.0	118,035	100.0	119,393	100.0

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
3. その他の預金 = 別段預金 + 納税準備預金

事業年度における経営指標

預金に関する指標

期間別定期預金残高

(単位:百万円)

期間・期別	令和5年度	令和6年度
3ヶ月未満	690	864
3ヶ月以上6ヶ月未満	1,231	1,407
6ヶ月以上1年未満	1,210	1,585
1年以上2年未満	29,786	28,281
2年以上3年未満	2,247	1,941
3年以上	17,430	18,140
合計	52,597	52,221

金利区分別定期預金残高

(単位:百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
固定金利	52,597	52,221
変動金利	—	—
合計	52,597	52,221

預金者別残高

(単位:残高、百万円/比率、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	109,213	92.2	107,808	91.3
法人	9,302	7.8	10,227	8.7
一般法人	8,000	6.8	8,583	7.3
金融機関	105	0.1	126	0.1
公金	1,196	1.0	1,517	1.3
合計	118,515	100.0	118,035	100.0

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

科目	令和5年度	令和6年度
財形貯蓄残高	3,460	3,616

貸出金等に関する指標

貸出金科目別残高・平均残高

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
割引手形	4	10	6	5
手形貸付	352	264	442	298
証書貸付	63,393	63,321	63,340	63,513
当座貸越	1,238	1,243	1,282	1,195
合計	64,988	64,839	65,072	65,012

預貸率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

項目	令和5年度	令和6年度
期末値	54.83	55.12
期中平均値	54.60	54.45

$$(注) \text{ 預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

貸出金・債務保証見返の担保別残高

(単位:百万円)

種類	貸出金		債務保証見返	
	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
当組合預金積金	128	69	—	—
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	51,978	50,480	—	—
その他	21	15	—	—
小計	52,128	50,566	—	—
信用保証協会・信用保険	4,781	4,993	—	—
保証	2,322	2,754	—	—
信用	5,756	6,758	—	—
合計	64,988	65,072	—	—

金利区分別貸出金残高

(単位:百万円)

区分	令和5年度末	令和6年度末
固定金利	9,727	10,475
変動金利	55,261	54,597
合計	64,988	65,072

貸出金業種別残高・構成比

(単位:残高、百万円/比率、%)

区分	令和5年度末		令和6年度末	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	3,058	4.7	3,247	4.9
農業、林業	1	0.0	1	0.0
建設業	440	0.6	616	0.9
観光・観光業	585	0.9	567	0.8
運輸業・郵便業	16	0.0	49	0.0
卸売業・小売業	913	1.4	981	1.5
金融業・保険業	3	0.0	1,002	1.5
不動産業	1,931	2.9	1,857	2.8
飲食業	151	0.2	144	0.2
医療・福祉	885	1.3	881	1.3
その他のサービス	1,757	2.7	2,303	3.5
その他の産業	189	0.2	194	0.2
小計	9,936	15.2	11,848	18.2
地方公共団体	412	0.6	197	0.3
個人	54,640	84.0	53,026	81.4
合計	64,988	100.0	65,072	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しておりますが、該当のない業種につきましては、記載を省略しております。

事業年度における経営指標

貸出金等に関する指標

使途別貸出金残高

(単位:残高、百万円/比率、%)

区分	令和5年度末		令和6年度末	
	残高	構成比	残高	構成比
運転資金	10,106	15.5	11,161	17.1
設備資金	54,882	84.4	53,910	82.8
合計	64,988	100.0	65,072	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:残高、百万円/比率、%)

区分	令和5年度末		令和6年度末	
	残高	構成比	残高	構成比
消費者ローン	7,779	16.0	7,775	16.5
住宅ローン	40,717	83.9	39,292	83.4
合計	48,497	100.0	47,067	100.0

貸出資産に関する指標

貸倒引当金の期末残高及び増減額

(単位:百万円)

項目	令和5年度末		令和6年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	38	△27	53	14
個別貸倒引当金	199	△77	243	43
合計	238	△105	296	58

貸出金償却額

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	—	0

その他の経営指標

役務取引の状況

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
役務取引等収益	88,262	92,642
受入為替手数料	11,496	12,322
その他の受入手数料	76,718	80,273
その他の役務取引等収益	47	46
役務取引等費用	225,257	221,554
支払為替手数料	19,318	19,391
その他の支払手数料	15,378	15,204
その他の役務取引等費用	190,560	186,958

常勤役職員1人当たり及び1店舗当たりの預金・貸出金

(単位:百万円)

項目	令和5年度末	令和6年度末
常勤役職員1人当たりの預金残高	1,362	1,457
1店舗当たりの預金残高	16,930	16,862
常勤役職員1人当たりの貸出金残高	746	803
1店舗当たりの貸出金残高	9,284	9,296

公共債等窓販実績

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
国債	726	449
投資信託	446	778

経費の内訳

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
人件費	589,267	592,985
報酬給料手当	478,807	480,096
賞与引当金繰入額	△6,745	4,951
退職給付費用	16,968	11,205
社会保険料等	100,236	96,730
物件費	340,996	361,698
事務費	128,047	131,700
固定資産費	94,536	98,674
事業費	20,050	18,847
人事厚生費	9,481	11,255
預金保険料	16,600	16,792
固定資産償却	72,280	84,428
税金	39,788	42,785
合計	970,053	997,468

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区分	令和5年度末	令和6年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
日本政策金融公庫	—	—
住宅金融支援機構	229	206
福祉医療機構	10	8
合計	239	214

事業年度における経営指標

資産の健全性の状況

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/[(A)-(B)]
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	219	104	114	219	100.00%
	令和6年度	258	109	149	258	100.00%
危険債権	令和5年度	133	48	84	133	100.00%
	令和6年度	152	58	93	152	100.00%
要管理債権	令和5年度	77	58	0	59	76.58%
	令和6年度	73	62	1	63	86.00%
うち3か月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	1	1	—	1	100.00%
うち貸出条件緩和債権	令和5年度	77	58	—	58	75.63%
	令和6年度	72	61	—	61	84.32%
小 計	令和5年度	430	212	200	412	95.78%
	令和6年度	484	230	244	474	97.87%
正常債権	令和5年度	64,625				
	令和6年度	64,657				
合 計	令和5年度	65,056				
	令和6年度	65,142				

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態、および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- 3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(1および2に掲げるものを除く。)です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2および4に掲げるものを除く。)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権(1、2および3に掲げるものを除く。)です。
- 7.「担保・保証(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還および利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

事業年度における経営指標

有価証券に関する指標

有価証券種類別残高及び平均残高

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	1,953	2,356	2,182	1,926
地方債	2,497	2,657	2,049	2,428
短期社債	—	—	—	—
社債	26,600	28,423	24,423	26,867
株式	276	102	208	161
外国証券	2,837	3,629	2,717	2,820
その他の証券	1,397	1,579	1,211	1,507
合計	35,563	38,750	32,792	35,712

預証率

(単位:%)

項目	令和5年度	令和6年度
期末値	30.00	27.78
期中平均値	32.63	29.91

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位:百万円)

年度	取得価格または契約価格	時価	評価損益
令和5年度	35,563	35,563	—
令和6年度	32,792	32,723	△68

(注) 有価証券の「時価」は、上場有価証券については決算日時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なもの(店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格など、公募債券については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格)については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	期間別	期間							期間の定めのないもの	合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超			
国債	令和5年度	701	400	—	—	—	850	—	1,953	
	令和6年度	299	98	—	—	—	1,784	—	2,182	
地方債	令和5年度	349	498	297	297	446	608	—	2,497	
	令和6年度	341	282	282	282	423	436	—	2,049	
短期社債	令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	—	
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	
社債	令和5年度	1,099	2,382	2,000	1,297	3,015	16,805	—	26,600	
	令和6年度	1,496	2,365	1,168	1,314	3,031	15,047	—	24,423	
株式	令和5年度	—	—	—	—	—	—	276	276	
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	208	208	
外国証券	令和5年度	100	797	1,166	487	286	—	—	2,837	
	令和6年度	497	687	1,252	278	—	—	—	2,717	
その他の証券	令和5年度	—	—	196	—	—	—	1,200	1,397	
	令和6年度	—	—	192	—	—	—	1,018	1,211	

有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券で時価のあるもの]

(単位:百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表計上額	時価	評価差額	うち		貸借対照表計上額	時価	評価差額	うち	
				うち益	うち損				うち益	うち損
社債	—	—	—	—	—	2,160	2,091	△68	—	△68
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	2,160	2,091	△68	—	△68

[その他の有価証券で時価のあるもの]

(単位:百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				うち益	うち損				うち益	うち損
株式	227	275	47	47	—	234	207	△27	—	△27
債券	32,098	31,051	△1,047	38	△1,085	28,275	26,495	△1,780	57	△1,837
その他	4,468	4,235	△232	2	△235	4,198	3,928	△270	7	△277
合計	36,794	35,562	△1,232	89	△1,321	32,708	30,630	△2,077	64	△2,142

自己資本の充実の状況

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客さまによる出資金にて調達しております。

- ・発行主体：長崎三菱信用組合
- ・資本調達手段の種類：普通出資
- ・コア資本に係る基礎項目に算入された額：2,043百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクの計量的把握に努めるとともに、経済変動や業務の盛衰に耐え得る健全な与信内容を維持し、収益性の高い与信ポートフォリオを実現しております。信用コストである貸倒引当金は「自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定するとともに、その結果については監事の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なおエクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っていません。

- ・JCR ・R&I ・MDS ・S&P

4. 信用リスク削減手法に関する管理方針および手続きの概要

信用リスク削減手法として使用する、当組合が扱う主要な担保は、預金積金のみであり、担保に関する手続きについては、組合が定める「融資基準」や「融資事務取扱要領」などにより、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

5. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理方針および手続きの概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と考えています。当組合はオペレーショナル・リスクについて事務リスク、システムリスク、法務リスク、人事・労務リスク、有形資産リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらリスクに関しましては、統合的リスク管理委員会において協議・検討するとともに必要に応じて経営陣による、理事会等において報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

6. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は、株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価等によるリスク計測によって把握するとともに、当組合の抱える市場リスクの状況等を定期的にALM委員会へ報告しています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「計算事務取扱規定」および日本公認会計士協会の「金融商品に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

7. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、銀行勘定の金利リスクについてΔEVE(金利変動に伴う経済価値の変動額)、VaR(バリュー・アット・リスク)、BPV(ベース・ポイント・バリュー)といった指標を定期的に計測し、ALM委員会と協議検討を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・金利感応資産・負債
預金、貸出金、有価証券、預け金、その他金利・期間を有する資産・負債
- ・計測手法：再評価法
パーレートイールドで現在価値を計算後、当該グリッドに金利ショック幅を加減算したイールドカーブで現在価値を再計算し、差分を計上しております。
- ・行動オプション性
コア預金
対象：流動性預金全般(当座・普通・貯蓄等)
算定方法：①過去5年間の最低残高
②過去5年間の最大流出量を現残高から差引いた残高
③現残高の50%相当額
以上3つのうち最小の額を上限
満期…5年以内(平均2.5年)
固定金利貸出の期限前返済
：保守的な前提を採用(年間3%)
定期預金の早期解約
：保守的な前提を採用(年間34%)
- ・リスク計測の頻度：毎月(前月末基準)

用語の解説

用語	解説
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
適格格付機関	金融機関がリスクを算出するに当たって用いることができる、金融庁長官が適格性の基準に照らして適格と認め、格付を付与する格付機関のこと。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
信用リスク削減手法	信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などを貸出金と相殺することをいう。
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%により算出。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいう。
金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下200ベース・ポイントの平行移動や99パーセントタイル値と1パーセントタイル値といった算出方法がある。
BPV	Basis Point Value(ベース・ポイント・バリュー)、金利リスクの指標の一つで、全ての期間の金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表す。
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛目(リスク・ウェイト)を乗じ、再評価した資産金額。
ソブリン	中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。
抵当権付住宅ローン	自己資本比率算出においては、代表的なものとして、住宅ローンの中で抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
不動産取得等事業者	不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
三月以上延滞エクスポージャー	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャー。

自己資本の充実の状況

単体における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和5年度		令和6年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	5,473		5,856	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,036		2,043	
うち、利益剰余金の額	3,477		3,854	
うち、外部流出予定額(△)	40		40	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	38		53	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	38		53	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,511		5,909	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4	—	4	
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	—	4	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	
適格引当金不足額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
前払年金費用の額	—	—	—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4		4	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	5,506		5,904	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	70,760		65,483	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	—		—	
勘定間の振替分	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	2,493		2,369	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
フロア調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	73,253		67,853	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	7.51%		8.70%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	70,760	2,830	65,483	2,619
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	70,701	2,828	65,261	2,610
(i) ソブリン向け	980	39	923	36
(ii) 金融機関向け	4,867	194	6,741	269
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			241	9
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	11,279	451	3,758	150
(v) 中小企業等・個人向け	37,304	1,492		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			11,031	441
トランザクター向け			136	5
(vii) 抵当権付住宅ローン	346	13		
(viii) 不動産取得等事業向け	1,831	73		
(ix) 不動産関連向け			31,079	1,243
自己居住用不動産等向け			22,840	913
賃貸用不動産向け			5,127	205
事業用不動産関連向け			2,857	114
その他不動産関連向け			253	10
ADC向け			—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			6,930	277
(xi) 三月以上延滞等	17	0		
(xii) 延滞等向け			112	4
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			151	6
(xiv) 出資等	228	9		
出資等のエクスポージャー	228	9		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(xv) 株式等			1,343	53
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	476	19	476	19
(xix) その他	13,369	534	2,713	108
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	58	2	220	8
ルック・スルー方式	58	2	220	8
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	1	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA/リスク相当額を1パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を1パーセントで除して得た額	2,493	99	2,369	94
BI			1,579	—
BIC			189	—
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	73,253	2,930	67,853	2,714

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 「その他」とは、(1)~(xviii)に区分されないエクスポージャーです。

7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

$$\begin{aligned} &<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法> \\ & \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\% \end{aligned}$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)

10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況

信用リスクに関する事項

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高《業種別及び残存期間別》

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー	
	令和5年度		令和6年度		有価証券		デリバティブ取引		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度			令和6年度
製造業	9,092	7,992	3,033	3,223	6,059	4,768	-	-	-	-	4	
農業、林業	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	0	
建設業	740	816	440	616	300	200	-	-	-	-	-	
電気、ガス、熱供給、水道業	3,486	4,331	585	567	2,901	3,763	-	-	-	-	-	
情報通信業	1,201	1,201	-	-	1,201	1,201	-	-	-	-	-	
運輸業、郵便業	1,014	1,047	16	49	997	997	-	-	-	-	-	
卸売業、小売業	2,615	2,883	913	981	1,701	1,901	-	-	-	-	-	
金融業、保険業	59,630	53,072	3	1,002	5,607	5,006	-	-	-	-	-	
不動産業	3,231	2,957	1,931	1,857	1,299	1,100	-	-	-	-	-	
飲食業	151	144	151	144	-	-	-	-	-	-	21	
医療、福祉	885	881	885	881	-	-	-	-	-	-	2	
その他のサービス	2,552	2,989	1,752	2,290	799	699	-	-	-	4	13	
その他の産業	189	194	189	194	-	-	-	-	-	-	-	
国・地方公共団体等	14,779	13,938	412	197	14,366	13,741	-	-	-	-	-	
個人	54,470	57,707	54,470	57,707	-	-	-	-	-	11	200	
その他	4,339	5,135	-	-	1,560	1,489	-	-	-	-	-	
業種別合計	158,382	155,295	64,789	69,716	36,795	34,870	-	-	-	15	242	
1年以下	45,394	32,444	1,039	909	2,100	2,500	-	-	-	-	-	
1年超3年以下	6,642	11,229	1,142	1,029	3,800	3,199	-	-	-	-	-	
3年超5年以下	5,361	6,108	1,966	2,417	3,395	2,691	-	-	-	-	-	
5年超7年以下	4,372	4,865	2,565	3,163	1,807	1,701	-	-	-	-	-	
7年超10年以下	10,456	10,967	5,454	5,267	3,401	3,200	-	-	-	-	-	
10年超	73,430	72,363	52,616	52,013	20,814	20,350	-	-	-	-	-	
期間の定めのないもの	12,724	17,315	4	4,914	1,477	1,227	-	-	-	-	-	
残存期間別合計	158,382	155,295	64,789	69,716	36,795	34,870	-	-	-	-	-	

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しておりますが、該当のない業種につきましては、記載を省略しております。
 3. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除き記載しております。
 4. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 5. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 6. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること
 7. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本項目は36ページ、貸倒引当金の期末残高及び増減額の項目へ記載しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高

(単位:百万円)

区 分	個別貸倒引当金				貸出金償却			
	当期増加額		期末残高		令和5年度		令和6年度	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	△82	△1	24	23	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	0	0	0	0	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	0	-	0	-	-	-	-
その他のサービス	△2	8	4	13	-	-	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	6	36	169	205	-	-	-	0
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	△77	43	199	243	-	-	-	0

(注) イ. 注記と同様にて表示しております。

自己資本の充実の状況

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
令和6年度						
現金	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	923	—	923	—	923	100%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	11,301	—	6,741	—	6,741	100%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	241	—	241	—	241	100%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	3,758	—	3,758	—	3,758	100%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	10,756	275	10,756	275	11,031	100%
トランザクター向け	—	136	—	136	136	100%
不動産関連向け	31,079	—	31,079	—	31,079	100%
自己居住用不動産等向け	22,840	—	22,840	—	22,840	100%
賃貸用不動産向け	5,127	—	5,127	—	5,127	100%
事業用不動産関連向け	2,857	—	2,857	—	2,857	100%
その他不動産関連向け	253	—	253	—	253	100%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	6,930	—	6,930	—	6,930	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	112	—	112	—	112	100%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	151	—	151	—	151	100%
取立未済手形	1	—	1	—	1	100%
信用保証協会等による保証付	73	—	73	—	73	100%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,343	—	1,343	—	1,343	100%
合計					62,146	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)												
	0%	10%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	45%	50%	56.25%	
	令和6年度												
現金	1,780	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,401	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	9,235	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	48,081	-	1,700	-	-	-	-	-	-	1,200	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	1,205	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	1,762	-	-	-	-	-	-	-	-	5,101	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,030	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,030	-	-
不動産関連向け	-	-	1,700	835	4,316	23	389	54	3,515	836	3,623	13	-
自己居住用不動産等向け	-	-	1,700	835	3,670	23	-	54	3,515	-	3,623	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	645	-	389	-	-	836	-	13	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	429	733	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	7,912	9,969	51,551	835	6,016	23	389	54	3,515	3,866	9,950	13	-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

自己資本の充実の状況

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)											合計	
	60%	70%	75%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	150%	その他		
	令和6年度												
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,780
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,300
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,401
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,235
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	100	-	-	-	500	-	-	-	-	-	51,581
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,205
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	700	-	-	-	330	-	-	-	-	-	7,894
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	5,858	8,725	-	-	338	-	-	-	-	-	17,952
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,030
不動産関連向け	817	25,817	1,368	-	154	45	-	3,042	2,276	-	-	-	48,830
自己居住用不動産等向け	-	25,511	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39,049
賃貸用不動産向け	394	-	1,254	-	-	45	-	3,042	-	-	-	-	6,621
事業用不動産関連向け	-	306	-	-	154	-	-	-	2,276	-	-	-	2,737
その他不動産関連向け	422	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	422
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	6,930	-	-	-	-	-	6,930
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	-	-	91
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	151	-	-	-	-	-	151
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,162
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	1,343	-	-	-	-	-	1,343
合計	817	25,817	8,027	8,725	154	45	9,593	3,042	2,276	66	-	-	152,665

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

自己資本の充実の状況

ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	7,263
10%	—	10,410
20%	3,000	55,554
35%	—	991
50%	9,906	0
75%	—	49,739
100%	5,725	15,743
150%	—	4
250%	—	43
1250%	—	—
その他	—	—
合計	18,632	139,750

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除き記載しております。

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	76,752	—	—	53,952
40%~70%	40,951	3,030	100.00	43,981
75%	6,170	1,857	100.00	8,027
80%	—	—	—	—
85%	8,725	—	—	8,725
90%~100%	9,793	—	—	9,793
105%~130%	5,318	—	—	5,318
150%	66	—	—	66
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	147,777	4,887	100.00	129,865

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用
 リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

信用リスク削減手法に関する事項

イ. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保	
		令和5年度	令和6年度
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		6,240	4,560
中堅中小企業等向け及び個人向け		96	—

- (注) 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

自己資本の充実の状況

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	227	275	1,138	1,138
非上場株式等	477	477	477	477
合計	704	752	1,616	1,616

(注) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは、本表には含めておりません。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
売却益	81	163
売却損	—	△73
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で確認され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表で確認され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	295	285
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB：金利リスク	△EVE		△NII	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
	上方パラレルシフト	1,927	2,143	—
下方パラレルシフト	—	—	200	157
スティープ化				
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	1,927	2,143	200	157
	令和5年度		令和6年度	
自己資本の額	5,506		5,904	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

索引

このディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第21条に基づき作成しています。各開示項目は、以下のページに掲載しております。

【概況および組織】

事業方針	1
* 事業の組織	3
* 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	3
* 店舗一覧(事務所の名称・所在地)	27

【主要な事業内容】

* 主要な事業の内容	26
------------	----

【事業に関する事項】

* 直近の事業年度における事業の概況	4
* 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	6
* 預金積金残高	
* 貸出金残高	
* 有価証券残高	
* 純資産額	
* 総資産額	
* 経常収益	
業務純益	
* 経常利益又は経常損失	
* 当期純利益又は当期純損失	
* 単体自己資本比率	
組合員数	
* 出資総額及び出資総口数	
* 出資に対する配当金	
店舗数	
* 職員数	

【主要業務に関する指標】

* 業務粗利益及び業務粗利益率	34
* 業務純益、実質業務純益、コア業務純益及び コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	34
* 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	34
* 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回	34
* 総資金利鞘	34
* 受取利息・支払利息の増減	34
その他業務収益の内訳	34
* 総資産経常利益率	34
* 総資産当期純利益率	34
役員取引の状況	36
経費の内訳	36

【預金に関する指標】

* 預金科目別平均残高	34
預金者別残高	35
* 固定・変動金利別定期預金残高、その他区分定期預金残高	35
期間別定期預金残高	35
財形貯蓄残高	35
常勤従業員1人当たり及び1店舗当たり預金残高	36

【貸出金等に関する指標】

* 貸出金科目別平均残高	35
* 金利区分別貸出金残高	35
* 担保別貸出金残高及び債務保証見返額	35
* 業種別貸出金残高及び構成比	35
* 預貸率の期末値及び期中平均値	35
* 使途別貸出金残高	36
消費者ローン・住宅ローン残高	36
常勤従業員1人当たり及び1店舗当たり貸出金残高	36

【有価証券に関する指標】

* 商品有価証券の種類別平均残高	該当ございません
* 有価証券の種類別残存期間別残高	38
* 有価証券の種類別平均残高	38
* 預証率(期末・期中平均)	38
有価証券の時価情報	38

【業務運営に関する事項】

* リスク管理体制	10.11
* 法令遵守の体制	8.9
* 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	7

【財産の状況に関する事項】

* 貸借対照表	30
* 損益計算書	31
* 剰余金処分計算書	31

協金法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況

* 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	37
危険債権	
要管理債権	
うち3か月以上延滞債権	
うち貸出条件緩和債権	
正常債権	
* 有価証券の時価及び評価損益	38
* 先物取引の時価等情報	該当ございません
* デリバティブ取引情報	該当ございません
オフバランス取引の状況	該当ございません
* 貸倒引当金の期末残高及び増減額	36
* 貸出金償却額	36
* 会計監査人による監査	31
代表理事による確認	31
* 自己資本の充実の状況	39
* 自己資本の構成に関する開示事項	40
* 自己資本の充実度に関する事項	41
* 信用リスクに関する事項	42
* 信用リスク削減手法に関する事項	46
* 派生商品取引及び 長期決済期間取引等に関する事項	該当ございません
* 証券化エクスポージャーに関する事項	該当ございません
* 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	47
* 金利リスクに関する事項	47

【その他の業務等】

外国為替取扱実績	該当ございません
公共債引受額	該当ございません
公共債窓販実績	36
手数料一覧	24

【その他】

総代会について	12.13
報酬体系について	13
地域活性化に関する取り組み方針	14
* 中小企業の経営支援および 地域の活性化に関する取り組み状況	14
社会・地域貢献活動	15~18
トピックス	19.20
主な商品・サービスのご案内	21~25

(注) * 印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」、

印は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」に規定されている法定開示項目です。

りょうしんホットライン  0120-324892

りょうしんホームページ <https://www.ryo-sin.co.jp>

まごころバンク

りょうしん  長崎三菱信用組合

発行 2025年7月 長崎三菱信用組合 経営管理本部
〒850-0061 長崎市水の浦町1番2号 電話 (095) 861-4161 (代)